

衆議院

内閣委員会

議録第八号

平成二十六年三月二十八日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 柴山 昌彦君

理事 関 芳弘君

理事 橘 慶一郎君

理事 平井たけや君

理事 松田 学君

理事 青山 周平君

理事 大岡 敏孝君

理事 勝保 孝明君

理事 川田 隆君

理事 今野 智博君

理事 新谷 正義君

理事 田中 英之君

理事 豊田真由子君

理事 中山 展宏君

理事 福山 守君

理事 宮内 秀樹君

理事 山田 美樹君

理事 大島 敦君

理事 若井 康彦君

理事 遠藤 敬君

理事 中丸 啓君

理事 興水 恵一君

理事 大熊 利昭君

理事 村上 史好君

平

将明君

西川 公也君

近藤 洋介君

高木美智代君

秋葉 賢也君

鬼木 誠君

金子 恵美君

小松 裕君

島田 佳和君

田所 嘉徳君

高木 宏壽君

中谷 真一君

長島 忠美君

星野 剛士君

宮澤 博行君

吉川 赳君

後藤 祐一君

鷺尾英一郎君

杉田 水脈君

山之内 毅君

濱地 雅一君

赤嶺 政賢君

菅 義偉君

古屋 圭司君

山本 一太君

森 まさこ君

甘利 明君

委員の異動

三月二十八日

辞任

鬼木 誠君

田所 嘉徳君

田中 英之君

補欠選任

宮澤 博行君

宮内 秀樹君

星野 剛士君

国務大臣

(行政改革担当)

内閣官房副長官

外務副大臣

財務副大臣

文部科学副大臣

法務大臣政務官

文部科学大臣政務官

政府特別補佐人

(内閣法制局長官)

政府参考人

(内閣官房内閣審議官)

政府参考人

(内閣官房内閣審議官)

政府参考人

(内閣官房内閣参事官)

政府参考人

(内閣府内閣参事官)

政府参考人

(内閣府大臣官房審議官)

政府参考人

(内閣府沖繩振興局長)

政府参考人

(内閣府経済社会総合研究

所総括政策研究官)

政府参考人

(外務省大臣官房審議官)

政府参考人

(外務省大臣官房参事官)

政府参考人

(文部科学省初等中等教育

局長)

政府参考人

(海上保安庁次長)

内閣委員会専門員

稲田 朋美君

加藤 勝信君

岸 信夫君

古川 禎久君

櫻田 義孝君

平口 洋君

上野 通子君

小松 一郎君

山崎 和之君

武藤 義哉君

佐々木裕介君

中村 昭裕君

石原 一彦君

浜田 浩児君

廣瀬 行成君

下川眞樹太君

前川 喜平君

岸本 邦夫君

室井 純子君

高木 宏壽君

福山 守君

津村 啓介君

金子 恵美君

今野 智博君

鷺尾英一郎君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

金子 恵美君

今野 智博君

鷺尾英一郎君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

施を中止することに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第三三三二号)

同(笠井亮君紹介)(第三三三三号)

同(穀田恵二君紹介)(第三三三四号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第三三五五号)

特定秘密保護法の撤廃に関する請願(辻元清美君紹介)(第四〇六号)

同(塩川鉄也君紹介)(第四三五五号)

同(赤嶺政賢君紹介)(第四四二二号)

同(笠井亮君紹介)(第四四三三号)

同(穀田恵二君紹介)(第四四四四号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第四四四五号)

同(志位和夫君紹介)(第四四六六号)

同(塩川鉄也君紹介)(第四四七七号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第四四八八号)

同(宮本岳志君紹介)(第四四九九号)

本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

健康・医療戦略推進法案(内閣提出第二二二号)

独立行政法人日本医療研究開発機構法案(内閣提出第二二二号)

内閣の重要政策に関する件

栄典及び公式制度に関する件

男女共同参画社会の形成の促進に関する件

国民生活の安定及び向上に関する件

警察に関する件

○柴山委員長 これより会議を開きます。

内閣の重要政策に関する件、栄典及び公式制度に関する件、男女共同参画社会の形成の促進に関する件、国民生活の安定及び向上に関する件及び

警察に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官山崎和之君、内閣官房内閣審議官武藤義哉君、内閣官房内閣参事官佐々木裕介君、内閣府大臣官房審議官中村昭裕君、内閣府沖縄振興局長石原一彦君、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官浜田浩児君、外務省大臣官房審議官廣瀬行成君、外務省大臣官房参事官下川眞樹太君、文部科学省初等中等教育局長前川喜平君、海上保安庁次長岸本邦夫君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○柴山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○柴山委員長 質疑の申し出がありますので、これを許します。後藤祐一君。

○後藤祐一委員 よろしくお願ひします。

まず冒頭、国家戦略特区がきょう夜、指定されるというふうに向つておりますけれども、昨年十一月十三日の当委員会では、私、本件に関して、「東京と神奈川県みたいな形の、連接する二つぐらいの、複数の都道府県というようなイメージなんでしょうか。そのイメージについてお答えいただきたい」と聞いて、新藤大臣から、「市町村をまたぐ場合も、県をまたぐ場合もあると思います」という御答弁をいただいておりますが、けさの毎日新聞によりますと、「東京都と横浜・川崎市、千葉県成田市からなる『東京圏』、大阪府と京都・神戸両市からなる『関西圏』など四カ所を選定する方針を決めた」という報道がなされております。

よろしいことだと思ふんですが、ぜひ、官房長官も神奈川、横浜市が選挙区でいらつしやいますけれども、これはやる気のある方を広く認めてあげたいと思ふんですね。神奈川県全域にしてあげて、横浜、川崎以外のところも、これと類する

ようなことをやっていらつしやる方は読めるような形で、どうも具体的なエリアはきょう決める切らないで、これから各地域なんかとも相談しながら決まってくるような話も伺っておりますので、ぜひ、広くしていただけるよう、よろしくお願ひしたいと思います。

さて、まず特定秘密保護法から入りたいと思いますが、前回の確認を二つほどしたいと思ひますが、まず一つは、情報保全諮問会議における各委員と事務局の間の、委員名は伏せた上で、その間いとお答えというのは全員の委員に共有できるようにお示ししているというふうには森大臣から御答弁がございました。

その資料について、仮に、一般の方から、あるいは私でもできるんですが、情報公開請求した場合、情報公開法五条の不開示理由に当たらない部分については開示できるはずなんですが、これについては、一々情報公開請求しなくても、少なくともこの委員会に提出していただけないでしょうか。

○森国務大臣 委員会への提出については、委員の率直な意見の交換を確保する観点も加味しながら検討していきたいと思ひます。

○後藤祐一委員 情報公開請求した場合に出てくるものを出してくださいということなんです。それはできますか。もう一度お願ひします。

○森国務大臣 情報公開請求をした場合に出す、開示決定がなされた文書を委員会に提出することは問題ないというふうに考えますので、委員のお申し出については検討してまいりたいと思ひます。

○後藤祐一委員 それは情報公開請求しなければ出さないということですか。

○森国務大臣 いいえ、その点も含めて、これは検討してまいりたいと思ひます。

先ほど言ったような率直な意見の交換を確保する観点も加味しながら、これは、提出できるものは提出していきますように検討してまいりたいと思ひます。

思ひます。

○後藤祐一委員 率直な意見交換の要素を加味するのは当然なんです。

ですから、それを加味した上で、情報公開法五条の不開示理由に該当する部分は黒塗りにするなり、出せないものがあるのはわかつた上で、その不開示理由に当たらないものについて出してほしいと言っているんです。それを請求しないと出さないというのは、当委員会に対する態度としていかなものなんでしょうか。我々国会議員は一体何をもとに議論すればいいんでしょうか。しかも、これは法改正にかかわる部分もあり得ると委員の方々もおつしやつていらっしゃるんです。

ちよつと今の森大臣の態度はいかなものか。ぜひ理事会で、情報公開請求した場合に不開示理由に当たらないもの、出すであろうものをこの国会に出してほしいということをお願いしているだけなんです。今の態度は委員会に対していかなものか。委員長、ぜひ理事会で御協議をいただきたいと思ひます。

○柴山委員長 後刻、理事会において協議をいたします。

○後藤祐一委員 それでも出ないようだったら、国会議員ではありませんけれども情報公開請求するしかないということになりますよね。

二つ目。特定秘密保護法が施行されるまでは処罰対象とならない行為であつて、特定秘密保護法が施行後には新たに処罰対象になる行為について前回伺いましたが、三つ、森大臣から答弁がありました。「国家公務員が業務により知得した特定秘密を過失により漏らす場合」、「知得した特定秘密を漏らす行為の未遂」、「特定秘密を保有する者の管理を害する行為により特定秘密を取得した場合」、これは条件が幾つかつきます。

これらそれぞれについて、施行されるまでは処罰対象でないものであつて、施行された後は処罰対象になるものを、具体的な行為として示してください。前回答弁された例は、現行法でも処罰されるものを答えただけです。その要求に対し

ての回答にはなつておりませんので、今答えられるんだつたら答えてください。今答えられないんだつたら、きちんと紙でもつて当委員会に提出していただきたいと思います。

○森国務大臣 過失の行為、それから未遂の行為、そして管理を害する行為でございますけれども、例えば、管理を害する行為といたしましては、特定秘密を取り扱う立場にない職員が、ひそかに、特定秘密を含む内容の会議を行う会議室に盗聴器を設置し、特定秘密を取得する行為というのがございます。先ほどの未遂や過失は、例えば未遂であれば、盗聴器を設置した段階が未遂になるといふふうに思ひます。

または、行政機関の高官の秘書が、特定秘密が記録された文書が保管されている金庫の鍵をあけ、在中しているその文書を取り出して、その場で写真におさめて特定秘密を取得する行為でございます。金庫の鍵をあけた時点で未遂になるといふふうに考えられます。

○後藤祐一委員 今、二つしかありませんでしたが、三つ申し上げておりますので、ぜひ、それぞれについて対応するものを具体的に示していただきたいと思ひます。でも、今の二つの事例は今までなかった話でございますので、それはそれで今後の検討に資するところはあると思ひますので、ぜひ、一つ二つではなくて、いろいろなケースがあります。この前も申し上げた、既に昨年の特別委員会でも例示として挙げられるものの、白となつていっているものに対応する黒の部分については、少なくとも示していただきたいと思ひます。

特定秘密はきょうこれで終わりですので、森大臣、もしお忙しいようでしたら、退室していただいても結構でございます。

続きまして、集団的自衛権に行きたいと思ひます。

まず、前回の確認を二つほどしたいと思ひます。前々回、官房長官からの最後の答弁で、「閣議決定をしたものについて、それは必要に応じて国会で法案審議をしていく」というのは、ある意味

では当然のことじゃないでしょうか。」という答弁がございましたが、これは、集団的自衛権の行使を認めることについて閣議決定したものを、例えば法案にして、それを審議していただくことを指すのか、それとも、そういった法案は出さないで、集団的自衛権の行使を閣議決定で認めて、それを踏まえて、個別法たる、例えば自衛隊法改正案等を法案として出してきた場合のことを指すのか、どっちのことを指しているんでしょうか。

○菅国務大臣　せっかくの機会ですから、委員から先ほど冒頭発言のありました国家戦略特区、私は担当大臣ではありませんけれども、その委員会のメンバーの一人でありますので、そこは基本的に、やはり、やる気のあるところというのは、首長がそのメンバーになりますので、そういう方向に私はすべきであろうというふうに思っています。

今の質問でありますけれども、集団的自衛権と憲法の関係については、現在、たびたび申し上げておりますけれども、安保法制懇の中で、安全保障環境が一層厳しさを増す中であって、国民の命を守り、我が国の平和と安全を確保するためにいかにすべきかという観点から、今、懇談会における議論が行われている。

その上で申し上げれば、政府としては、懇談会から報告書が提出された後に、これを参考にして政府としての基本方向というものを示した上で、内閣法制局の意見も踏まえつつ、与党と相談をして対応を検討した後、内閣としての意思を示す閣議決定を行い、国会で御議論いただくことを考えております。

したがって、国会で御議論いただくというのは、閣議決定したものと、まず、内閣としての意思について御議論をこころはいたしたいというふうに思っています。その後、内閣として、閣議決定で示した内閣の意思を行政の具体的な運営に反映するために、必要に応じて、関連する一連の法律の改正等、立法措置を国会にお願いしていく、こういうことになるだろうというふうに思っています。

○後藤(祐)委員　まず、前段の国家戦略特区については、大変前向きな答弁をいただきました。ありがとうございます。ぜひ、神奈川県全体、あるいは首都圏全体、あるいは国家全体の観点に立つて、そして、現場で頑張っておられる方を応援するという観点に立つて進めていただきたいと思えます。

集団的自衛権の答弁でございますが、今、二つのことをお答えになりました。内閣の意思、すなわち集団的自衛権の行使を認める閣議決定という内閣の意思について国会で御議論いただくという面と、その後の自衛隊法等一連の法改正について。

後段については、当然、法改正ですから、国会で議論するのは当たり前なんです。前段の、内閣の意思を国会で御議論していただくというのは、その内閣の意思とは、具体的に何のことなんでしょうか。つまり、集団的自衛権の行使を認める閣議決定を国会で議論するというのは、一体、国会に、例えばその承認を求める、形式としての承認を求めるということであれば、それは内閣の意思を国会で御議論するということになると思いますが、そうではなくて、一般的に、例えばこの委員会ですとか安保委員会ですとかで普通に単に国会で議論する場があるというだけのことなんでしょうか。どっちなんですか。

○菅国務大臣　まず、報告書が出ていません。提出をされた後に、これはそのものを参考に政府としての基本方向をまず示した上で、先ほど申し上げましたけれども、法制局の意見も踏まえながら、与党と相談をして対応を検討した結果、内閣としての意思を示す閣議決定を行うということでありです。

その意思については、閣議決定したことについて、これは国会でもいろいろ議論をすべきだという主張も、予算委員会等もあるわけでありまして、こういう形のものになるかということ、この時点で予断を持って答えることはできないわけ

でありますから、そうしたまず内閣の意思決定をした場合、国会で議論をする、そういうことでありです。

○後藤(祐)委員　本来は、後ほど申し上げるよう、国家安全保障基本法なり法案で私はやるべきだと思いますが、閣議決定で終わりのというのではなくて、閣議決定をするのであれば、その閣議決定についての国会での議決あるいは承認、こういったものを最低限求めていただくよう、今後、これから決めるんでしょうから、与党の中でもこういった議論があるようでございますから、やはり立法院の意思と内閣の意思というものを合わせないとおかしいことになりますので、ぜひよく考えていただきたいと思います。

今の話に関連するんですが、前回、こういう話をしました。つまり、集団的自衛権の行使を認める閣議決定をした後、まだ自衛隊法等が出ていない状態において、国会はこの閣議決定に拘束されないという答弁がありました。

そうしますと、立法院としては、国会としては、集団的自衛権の行使を認めているか、認めていないか、わからない状態にあります。そのような中で、海外から、日本国としては集団的自衛権の行使を認めているのか、認めていないのかと聞かれた場合、日本国としてどういった答弁になるんでしょうか。もう一度お願いします。

○菅国務大臣　まず、集団的自衛権の問題については、今、手続、順番については私が先ほど申し上げたとおりです。その上で、内閣としての意思を閣議決定した際には、必要に応じてその内容について説明をするということになるだろうというふうに思いますし、内閣の憲法解釈を行政の具体的な運営に反映するために立法措置が必要であれば、その点もあわせて、そこは説明していくことになるだろうと思います。

○後藤(祐)委員　つまり、検討中だと答えるということですか。

○菅国務大臣　閣議決定した際には、その内容について、決定をした内容はこうですということとは

当然説明する。そしてまた、立法措置が必要な場合は、今こういう形で立法措置を検討している、そういうことをやはり説明するに尽きるんだろうと思います。

○後藤(祐)委員　つまり、日本国の意思としては、その段階では明確になっていないというふうに私は考えます。だって、立法院は認めていないんですよ。だから、この話は閣議決定でやってはならないということなんです。

では、この話はこれ以上やっても変わっていかないでしょうから、きょうは参考資料をお配りさせていただきました。昭和二十九年六月二日、参議院本会議においては、「自衛隊の海外移動を為さるることに係る決議」として、「本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲法の条章と、わが国民の熾烈なる平和愛好精神に照し、海外移動はこれを行わないことを、茲に更めて確認する。右決議する。」という、これが全文です、決議がござい

ます。私は、集団的自衛権に関しては、非常に限定した上で、今の安全保障環境からすれば認める必要がある部分があるんじゃないかという立場に立つ人間です。ですが、閣議決定でこれを行うのはやはりおかしいということを前から申し上げているわけです。

例えば、この決議との関係において、海外移動に当たるといふ行為が議論になっていくわけですが、今、この海外移動に該当する行為を集団的自衛権の行使として今後新たに認めていくとした場合に、集団的自衛権の行使を認める国家安全保障基本法なりを国会で通してやるのであれば、その法律はこの決議に優先して、つまり、立法院はこの決議をある意味、尊重はするかもしれないけれども、この決議はあるけれども、時代も経っているし、今の環境からするとこの法律をつくるべきだという判断は、立法院として可能だと思います。しかしながら、内閣が勝手にそれをする、これはやはり許されなと思うんです。この決議に矛盾するような内容の閣議決定はで

きますか。

○菅国務大臣 今配られております、御指摘の昭和二十九年の参議院決議の有権的な解釈は、参議院によって行われたわけでありませうけれども、この決議は、自衛隊の創設に当たり、自衛隊の海外における活動が基本的に想定されていなかった時代に行われたものであるということを承知していただきます。

その上で、一方、今や自衛隊は、国会で立法いただいた関係法令に基づいて、海外において、P K O、国際的テロ対策、イラクの人道復興支援等に参加をし、国際社会の平和と安定のために大きく貢献する時代になっているということも、委員は御理解いただけるというふうに思います。

いずれにしろ、安保法制懇の中で、我が国を取り巻く安全保障の環境が極めて厳しい中であつて、集団的自衛権と憲法の関係について検討が行われているわけでありませうので、まずこの報告を待ちたいというのが今の基本的な考え方でありませう。

さらに、今委員からお話がありました国家安全保障基本法ですが、この点については、提出をする、しないということはまだ決めておりませう。

○後藤(祐)委員 質問にお答えいただきたいんですが、この参議院の決議に反するような閣議決定はできますか。この内容と矛盾する内容を持つ閣議決定をすることはできますか。あるいは、この参議院本会議の決議を尊重しますか。この決議と閣議決定の関係を述べてください。

○菅国務大臣 まず、一般論として、政府は議院の意思として示された国会決議の趣旨を尊重するというのは、ある意味で当然のことだというふうに思っています。ただ、そうした決議が法的拘束力があるわけではない、このように認識をいたしております。

その上で、先ほど申し上げましたけれども、今や自衛隊は、国会で立法いただいた関係法令に基づいて、海外において、P K O、国際的なテロ対策、イラクの人道復興支援等、国際社会の平和と

安定のために大きく貢献する時代になっているんじゃないでしょうか。

そういう中であつて、現在、安全保障環境が一層厳しさを増す中であつて、国民の生命財産を守り、我が国の平和と安全を確保するためにいかにすべきかという観点から、集団的自衛権と憲法の関係を、今、安保法制懇の中で議論をいただいております。政府といたしましては、その報告書の提出を受けて、政府としての基本方針を受けて、手続をしつかりとつていきたいというふうに思います。

○後藤(祐)委員 尊重は当然というところに、官房長官の姿勢をはつきりとしたのだと思つております。

例えば、P K Oのときの話なんかは、それが行動に当たるかどうか、微妙なところは確かにあるんです。出動というのには、防衛出動、治安出動、戦争状態に近い、あるいはあの大地震のときのようないくつかの状態のことに限定されていますから、派遣というのはいくつか、ある意味下のレベルで、派遣がこの決議に言う海外出動に当たるかどうかは微妙なところがあるんです。ですが、いわゆる防衛出動は、どう考えても出動なわけですね。ですから、今までの法制は微妙な解釈が可能だった可能性はあるんです。

ところが、今度の集団的自衛権の行使で今恐らく議論されようとしているケースとして、次の二つがあると思います。

まず、ケースの一つ目は、いわゆる臨検です。米国と交戦状態にあるが日本とは交戦状態にない北朝鮮に向かう船を、公海上で、旗国及び船長の同意なしに船舶の臨検、停止、回航の実施、荷物の差し押さへを自衛隊が行うという行為、これは現在はできません。個別的自衛権ではできません。

個別的自衛権ではできません。

これは事務方でも結構ですが、以上二つのケース、これが集団的自衛権の行使として憲法上認められるか認められないかという議論をきようするつもりはありません。それは今、法制懇でやっているでしょうから。そういうことではなくて、今言った二つのケースは、武力行使に当たりますか、そして海外における武力行使に当たりますか。

○武藤政府参考人 お答えいたします。

御指摘の二つの事例、ここに言う臨検、それから機雷掃海、これについては、議員御指摘のとおり、憲法上禁止されている武力の行使に該当するとはできないというふうに考えてございます。

○後藤(祐)委員 武力行使に該当するかどうかは、ちよつと言い過ぎだと思ひますよ。それを憲法上認められないかという議論をしているんですから、今の答弁は修正した方がいいと思ひます。

○武藤政府参考人 これらの事例によつて、海外という言葉が、公海上とかあるいは他国の領海とか、そういったようなことでいろいろありますので、明確な定義があるわけではございません。でも、明確に答えられませんが、いずれにしても、今申し上げたような、現在の憲法上禁止されている武力の行使でございます。

なお、いずれにしても、集団的自衛権と憲法の関係については、現在、安保法制懇で検討しております。その議論を待ちたいというふうに考えているところでございます。

○後藤(祐)委員 修正しないんですか、先ほどの答弁は。それは後で微妙なことになりますよ。

配付資料に、海外の定義についての条文があることを示させていただいております。国連平和維持活動等に対する協力に関する法律第三条一項五号には、海外の定義として、「我が国以外の領域

(公海を含む。)をいう。」と明確に定義がございませう。

今言った二つのケースは、海外における武力行使ではありませんか。

○小松政府特別補佐人 まず、海外という言葉は一般的にどう使われているかということ、法令によりまして、今お示しになったP K O法でございませうか、そこでの海外というのはそういう定義になっている。

私の記憶によれば、例えば税法において、我が国の領土である北方領土を海外扱いにしているという例もあつたやに記憶しております。

○後藤(祐)委員 私は違憲論を言っているのではないんです。海外における武力行使に該当するものが憲法違反というつもりは私はないんです。むしろ、さつき言ったようなケースは、場合によつては認める場合もあるんじゃないか。私はホルムズ海峡は認めるべきじゃないと思ひますけれども。

私が聞きたいのは、一般論で結構です、海外といたした場合、公海を含みますか。それが憲法の解釈とかそういうことではなくて、用語の問題として、含むかどうかを教えてください。そして、この国連平和活動法では、明確に含むと書いてあるんです。もし含まないということがあり得るとするならば、その法的根拠を述べてください。

○小松政府特別補佐人 先ほど御答弁申し上げましたように、従来、政府が海外という言葉を用いている場合に、その場合、文脈によつて、必ずしも同じ定義で用いているわけではございません。P K O法におきましては、お示しになりましたように、この法律における海外という言葉の定義は、「我が国以外の領域公海を含む。」というふう

うことでございます。

他方、例えば、端的な例でございしますが、従来から、これは法律ではございせんけれども、海外派兵と海外派遣の違いに関する政府統一見解というようなものが出てくるわけでございまして、海外派兵については、政府は答弁書等で、武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領空に派遣する、いわゆる海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであつて、憲法上許されないと考えている、こういうふうに着弁しているわけでございまして、この政府統一見解における海外は、明らかに公海を含んでいないわけでございします。

○後藤(祐)委員 それは、国際平和協力法の成立によつて、海外派兵はどうかわかりませんが、少なくとも海外派遣については修正されたんじゃないんですか。国際平和協力法においては海外派遣とみなせる行為が入っていると思ひますけれども、その法律の方が後ですから。それについては聞きません。

時間がありませんので、これから閣議決定を、あるいは、それを閣議決定以外の形にするかどうかをこれから御検討されると思うんですが、その具体的を含み得るケースとして先ほどのようなケース一、二があり得ると思うんですが、現時点では、少なくとも。そして、この二つは海外における武力行使に該当し得るわけですね。明確に該当するかどうか、今のは微妙なところがあるのかもしれません。

でも、少なくとも、海外における武力行使に該当し得るとするならば、昭和二十九年の参議院本会議の決議に矛盾し得るわけです。という中で、これを、だからこそ私は法律でもつて、この二十九年の本会議決議をある意味修正する、国家としての考え方を修正するべきだと思ふんです、やるんだつたら。

それを閣議決定でやる場合、先ほど官房長官は尊重するとおっしゃいました。尊重するという意味は、この昭和二十九年の決議に矛盾する、ある

いは、矛盾する可能性のあるものはその閣議決定では認められない。つまり、閣議決定だけでやる場合には、この昭和二十九年の決議を踏まえた内容しか含まれないものを閣議決定すると考えてよろしいですか。官房長官に伺ひます。

○菅国務大臣 先ほど私申し上げたとおり、議院の意思として示された国会決議については、これは尊重することはある意味で当然のことだといふふうに思つています。

ただ、そうした決議が、法的拘束力、これまであるというわけではないといふにこゝも認識をいたしております。

○柴山委員長 質疑時間が終了しておりますので、これで後藤君の質疑を終結させていただきます。

○後藤(祐)委員 ありがとうございます。

○柴山委員長 この際、暫時休憩いたします。

午前九時三十二分休憩

午後二時六分開議

○柴山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。松田学君。

○松田委員 日本維新の会の松田学でございます。

前回の一般質疑のときに引き続き質問が、ちよつとございますので、まず官房長官に何点かお伺ひしたいと思ひます。

お手元に資料が配つてありまして、前回の質疑の結果、こういう記事がออกมาして、これは見事に官房長官にやられたなという感じなんです。恐らくメディアはこういうことには専ら注目されるでしょうけれども、私が一番聞きかたつたのは、公務とというのが、職業選択の自由の中で、出入りがよりやりやすくなる、それによつていい人材が集まるようにする、我々日本維新の会は、意欲と能力がある、頑張ろうとする人が頑張れる社会を目指していますので、そういった意味で、それは

公務員であろうと民間人で変わらないわけでございまして、いわゆる身分から職業へというのが我々の考え方なので、天下り天下りというのが世の中から死語になる、そういうような仕組みにしたいといふことで、その事例として、本来は私も大変よく存じ上げている坂さんの事例を取り上げて、私、誰からも言われているわけでもないし、誰に相談もなく、これは国のためだと思つて御質問をさせていただいている次第でございます。

先般、官房長官の私の質問に対する答弁で、禁止されているのは省庁のあつせんによる天下りであつて、本人の実力によつて再就職するというのは、国全体の人材活用の上でも非常に重要なことであると御答弁いただいております。ただ、日本郵政の坂前社長について言えば、これは官僚のたらい回し人事といふふうにお述べになった点を私は言つたんですが、御答弁で、民営化郵政の経営者にふさわしい方といふのは、長年民間企業の経営に携つてきた人である、そういう政策判断をお示しいただいたので、これは一つの考え方として受けとめた次第であります。

確かに、それは政策判断としてはそうなので、そういうふうな形で最初からおつしやつていただければ非常によかつたと思うんですが、ここで余り官僚が萎縮してはいけないので、どういうケースが非難されるべきものであるかについて、ちよつと私の方からの質問にお答えいただければと思ふんです。

例えば、ある役所のOBが社長をしている会社に、自分の後輩といふことで、その省の後輩を副社長とか何かに呼んできて、何年か仕事をしてもらつと非常にいい実績を上げた。職員からも信頼されて、経営者としてふさわしいといふことで、その後継としてまた社長になるといふようなことがあつた場合、これも官僚によるたらい回し人事といふことになつてしまつと、これはいかがなものかと思ふんです。

坂さんの場合も、よく調べてみれば省庁によるあつせんをしていなかったんですが、長官は天下

りという言葉をやちよつとお使いになつたんですけれども、この辺の基準といふのを、特に元公務員の人がいると再就職するに当たつて、そのあたりについてある程度の、これは大丈夫といふのを示していただいた方がこの際よろしいんじゃないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○菅国務大臣 まず、前回のこの委員会委員から、実例として郵政の坂元社長のことについて話がありました。それで、私、そのことについて私どもの考え方を述べたわけです。

例えば、郵政といふのは経緯があつたといふことも委員は御存じだと思いますけれども、民営化を加速して、上場に向けて経営の効率化を図つて、透明化が求められている。そういう中で、私は、その社長に民間企業のトップとして経験豊かな人といふ話を実はさせていたいただきました。そして、かつて自公政権のときは、民間企業の社長としての実績のあつた西川さんという方を私たちは社長にお願いいたしました。

そして、政権交代があつて、民主党政権ができ、齋藤次郎さんという方、これは官僚のOBでありますけれども、事務次官の方を社長に据えたわけです。それについて、私も自民党は、当時も予算委員会等で、これは天下り人事だといふ話で徹底して批判をし、また、民営化の取り組みに対してやはり疑問があるといふことを、予算委員会あるいは関連の委員会、そこはただしてきただころだつたんです。

そして、坂さんが社長に就任するについては、まさに衆議院が解散をされて、政権が移行することが明らかになつていたわけだつたんですよ。これは結果が出ていましたから、自民党が政権の座に着く予定でありました。

そのときに、同じ役所のOBに、自分は、齋藤さんは黙つていれば多分退陣を余儀なくされたと思ひますよ。だつて、一〇〇%の株主が国なわけですから。そのまさに移行期の中を、そこは、私からすれば、ある意味ではどさくさ紛れといふんですか、そういう中で社長交代を行つたわけで

す。

私は、当時、自民党の幹事長代行でしたけれども、それは看過できないという話を実はさせていたでいて、私どもが政権の座に着いて、私たちとして、総務大臣、法の手続に従って社長を交代して、現在は東芝の元社長の西室さんをお願いをしていたわけです。

そういうことで、やはり国が一〇〇%の株式を持っていますから、現政権としては、政府とすれば、そこはこの会社については責任があるわけです。ですから、私は、こうした人事というのは、天下りというんですか、やはりそれは許されないとはいふに実は思っております。

さらに、前回は申し上げましたけれども、その社長をやめられた人が、監督官庁の総務省の総務大臣も知らない中で、顧問にいつの間にか就任をしていて、月二日間で一千万円の報酬を得ている。さらにもっと突き詰めたら、二十数人の顧問がいて、官僚出身の人が十数人いたということ、これは報告していますけれども、そうした人たちが、月二日とは言いませんけれども、週に何日か出て一千万円の給与を得ているということ、ここは絶対に政府として許すまじきことだといふに私は思います。こうしたことが官僚のOBによる不適切な人事のたらい回しだということを私は私は批判したわけであります。

今、実例として挙げられましたけれども、民間企業の方で役所と関係のない人、そういう方であれば、優秀な人は、自分の役所の後輩であれ誰であれ、それは自由にするのは私は当然のことだといふふうに思います。

○松田委員 顧問が二十何人もいた、そのあたりは、その中の半分ぐらいが省庁出身者だった、これは幾ら何でも官僚のたらい回し、あるいは既得権益のためというふうな官房長官の御指摘。ただ、この人事の責任者は民間出身の西室社長だったということもまたあるんですけれども、そこが、これ以上この話はいたしませんか……(菅国務大臣「私、もつと言いますよ」と呼ぶ)はい。で

は、どうぞ。

○菅国務大臣 実は、西室さんは民間の会社です。ね。民間の方でこんなことを私はやるわけがないと思いました。そうしたら、前の齋藤社長のときに、役員をやられた方は一年間顧問にするみたいなルールをつくられていたようなんですね。週に一日、二日出て、それで一千万ですよ。それは絶対許されないとはいいますよ。

今度も、私は全部調べました。六月の株主総会が終わって、新しい社長に就任した翌日に、全部顧問になっていくんですよ。それは前のときにやられたんじゃないですか。

○松田委員 その点は、本当にそのとおりだと私も思います。

それで、私のもととどこでこういうふうにして上げたかというのは、例えば、たまたま昨夜、ある勉強会で今度の日本版N・I・Hのことについていろいろ議論をしていたんですが、その分野の方々が心配しているのは、安倍総理、菅長官の求心力が非常に強い政権のもとで、今こうやって例えば民間の方が入っていったときに、やはり政権がかわってしまったらどうなるんだろとかいうことを非常に心配していて、本当にいい人が集まるんだろとかいう、専門家の方がよく心配していたんですね。

ですから、今、日本の国というのは、リボルビングドアの支える社会システム、いわゆる労働市場の流動性が十分でないというか、アメリカのようないくつかの社会じゃないので、その辺は、確かにこれから内閣主導の人事がいろいろな面で行われていくと思うんですけども、政権がかわると政治の判断でトップがかわる、人がかわるということをやっているというふうに見えますと、民間からも余りいい人が来なくなってしまうというか、私はその点をちょっと心配しての御質問をさせていたいたんですが、菅長官、いかがでしょうか。○菅国務大臣 それは、例えば、それぞれの国によつて違いますけれども、よく言われたことがアメリカは、政権がかわれば局長以上全部かわる

という国ですよ。しかし、日本という国は、少なくともそれほど極端ではなかったわけです。

ただ、政権の方向性というのは、これは選挙のときに、委員もそうだと思いますけれども、維新とすれば、こういう方向の経済政策、金融政策をやりたいというのがありますよね。それに賛同する人でなければ、自分たちのそうした目指す方向に進みませんから、そこは国民の皆さんに責任を持たないんじゃないでしょうか。ですから、そういうことを、やはり全体を考えて人事というのは私は行うべきものだろうというふうに思います。そしてまた、委員の御指摘のように、萎縮するようなことがあってはならない。しかし客観的な、また冷静な中で、しかも、そういう中であっても、政策の方向性というものは、やはりそれについて理解をしてもらう方ではないと私は難しいと思います。国民に対して責任を持ってないと思います。

○松田委員 私は、公務員の世界一つにとどまらず、日本の社会が労働市場の流動性を高める、そういうことをもつとって考えていくべきです。ういうことをもつとって考えていくべきです。し、やはり社会全体を変えていかないと、本当の意味での今回やろうとしている公務員制度改革も完結しないということ、だからこそ、我々は本当の維新が必要だといふふうに主張させていたでいて、そのことを申し上げさせていたでいて、次は質問に移らせていただきます。

先日、菅長官は、国会の答弁でも、検証作業の結果については国会の要請に基づいて報告するといふふうに述べたとされておかしなことではないか、言ではないかと、菅長官も否定的な発言をされたように報道されております。

○菅国務大臣 まず、菅長官は、国会の答弁でも、検証作業の結果については国会の要請に基づいて報告するとい

うふうに御答弁いただきましたが、その結果、あの証言については必ずしも裏づけは十分でなかったという結果が出たときに、確かに外交的配慮から見直さないとはいえませんが、私ども理解できないことではないんですが、しかし、何も出さないとはいえませんが、かえってこれは不自然というか、むしろ何か出すのが理にかなったことではないかという見方も結構強いと思うんですが、長官、いかがでしょうか。

○菅国務大臣 まず、河野談話についてでありますけれども、前回、予算委員会でも維新の山田議員から、参考人として、この河野談話を作成したときの事務方の最高責任者、当時の石原官房副長官が出席をされて、この談話の作成経過、そういうものについて証言をされたわけでありました。

そして、いろいろな点が明らかになってきたわけですが、いろいろな点が明らかになってきたわけですが、その作成過程の中で韓国側とすり合わせを行ったと推測をされるという話もされました。さらにはまた、結果的に、その河野談話を発することによって、当時は日韓関係が良好になっていた、しかし、時間がたつて、今日、日本側のそうした善意がある意味で逆手にとられるようなことになって、また問題が出てきたことは大変残念だといふ趣旨の証言をされました。

そうした証言の中でも、どういう形でこの談話が作られてきたとか、そういう過程については、やはりしっかりと検証する必要があるだろうというふうには私は実は思っていました。ただ、この談話の見直しは行いませんという話をしました。これは、総理も見直しは行わないという答弁をいたしました。

それは、どういう経緯の中でこの談話ができてきたか、そこはやはり明らかにする責任があるというふうには私は思っています。それで、国会で提出をするということであれば、その結果は国会に提出はさせていた、だいたいという

○松田委員　なかなか明言できないのはよくわかりますが、例えば、この談話がどうだったかということは別にして、検証結果に基づいてさらに前向きの何か談話を出すとか、何かいろいろなことが考えられるんじゃないかと思うんです。何もしなくておくと、やはり国会で報告を受けて、それを見ている国民は、何もしないのかとかえてつづつレーションがたまってしまうということもいろいろ心配なので、そこは御答弁は難しいと思いますけれども、御検討いただければというふうに思っております。

それから、これから集団的自衛権の問題についても国会できちつと審議をすると、けさの後藤委員に対する答弁でもおっしゃっておりますが、その意味で、議論に備えて、お手元にお配りした

資料の二枚目に、ちよつと概念図みたいなものを整理の意味で書いてみたんですけれども、集团的自衛権そのものを認めるのか認めないのかという二項対立で議論していても、これは全く議論がかかへておかしきなところというので、ここにA、B、Cと書いていますが、個別的自衛権の行使で本当は対応可能なケースもあるだろうし、これはもしかすると政府解釈の変更をするまでもないという領域もあるでしょうし、政府解釈の変更を要する領域があつて、さらに憲法改正の領域があるんだ、どこまでやるのか、それぞれ個別の事例を当てはめていきながら、整理をしなが考えていくというのが議論のやり方だろう、これは当然のことだろうと思います。

また、集团的自衛権の政府解釈を簡単に変えてはいけない、私の元上司の阪田元法制局長官も、そんなところ変えるものじゃないと言っていますが、ただ、一九八一年ですか、あれが出てからもう三十年以上もたっていますし、その間、冷戦も終わったとか、いろいろな変化があるのだから、ころころ変えているわけではないと言えるタイミングにきているような気がしないでもないわけですね。

そこで、例えば、今までのいろいろな答弁の積み重ねから見て、これはという言葉がいろいろあるので、それはこれからいろいろ議論になると思います。が、平成十六年の参議院での政府答弁、当時、秋山内閣法制局長官の答弁で、これは一枚めくっていただくと出ていますが、我が国来援のために向かっている米軍の艦船が公海上で攻撃を受けた場合、これが我が国に対する武力攻撃の発生であると認定される場合には、法理として自衛権の発動することは排除されない、こう答弁をされています。我が国に対する武力攻撃がないにもかかわらずというのが今の集団的自衛権の定義に出てきているんですが、我が国に対する攻撃と認定される場合というようなケースを示して、法理として排除されない、ここまで言っているわけです。

これは、ほとんどこのケースは容認されると言っているのに近いように思えるわけですね。ただ、そうはいっても、そうだというふうに今認定されていない、政府解釈というのがそういうふうな解釈されていないというのは、法理としてはということであって、現実の個別的ケースに照らしてみれば、そうとも言えない場合もあるということかなというふうに想像されるわけですね。

ですから、この点について十分な整理をすれば、いや、そこまで言っているのであれば、これは、我が国の定義を、我が国に対する攻撃というのは、我が国に対する攻撃と認定する場合ということを実質的に判断としてできるのであれば、今の集団的自衛権の解釈の変更をしなくても、このところは新しい考え方としてできるんじゃない、個別の自衛権と読めるんじゃないかというふうにも思えるんですけども、この点については、菅長官、御見解をちよつとお聞かせいただければと思います。

○菅国務大臣　まず、政府の基本的な考え方を述べさせていたきたいと思います。

政府では、まさに今委員から御指摘のありました、武力攻撃の発生であると認定された場合は、

法理として自衛権の発動は排除されていない、こういう答弁があつたということもこれは事実であります。

ただ今日は、まさに我が国を取り巻く安全保障の環境が極めて厳しくなつた中で、今、政府は、安保法制懇というところで議論をいただきたい、その報告書が提出をされた後に、それを参考に政府としての基本的方向性を示した上で、法制局の意見も踏まえながら、与党とも相談をし、対応を検討した後に閣議決定を行い、国会で御議論いただきたい、これが基本的な方針であります。

今、委員から御指摘のあった中で、いずれにしても、自衛権発動の三要素のうちの一つですね、武力攻撃というのは、そういうものについて、発生したか否かについては、個別的な状況の判断、それは状況によってなかなか判断というのは難しいというふうに思っていますので、そこは、あらかじめ定型化してお答えするということはやはり困難だろうというふうに思っています。

○松田委員 これで論点の一つがはっきりしたと思います。定型化できない。しかし、定型化しないと、現場で本当に緊急な対応をする際に、その間にアメリカの軍艦が沈められてしまったということになっては日米同盟に大変な影響を与える、ここが一つの論点だろうというふうに整理させていたのだと思います。

それからもう一つ、私は、内閣法制局が内閣か
 というような議論よりも、やはり最高裁が最終的
 な憲法改正の判断権を持つんですが、砂川判決と
 いうのは、ここにも出ておりますけれども、「わ
 が国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全
 うするために必要な自衛のための措置をとりう
 る」というのが出ております。また、憲法第九条
 一項が放棄しているのは侵略戦争である、「前項
 の目的を達するため」で始まっているのが同第二
 項なんです、これは非常に意味があつて、けさ
 の産経新聞でも西修教授が書いておられるとおり
 で、いわゆる芦田修正というのは、前項の目的を
 達するためと、第二項で書かれているいわゆる戦

力不保持とか交戦権否認というのは、この第一項、侵略戦争をしないために書かれた規定であると考えてみれば、そもそも、我が国が自衛のために集団的自衛権を行使できないということの根拠となるまでのところを憲法九条は言っているのかどうかというのは、常識的に考えてもちよつと無理があるような感じがしますし、この砂川判決での最高裁の判断とも矛盾するように見えるんですが、これはどういふふうな説明になっているのか、長官からお答えいただければと思います。

○菅内閣府大臣 まず、委員のお示しになった「解釈

でありますけれども、政府の従来からの憲法第九条の解釈とは異なるわけでありますけれども、いずれにしろ、集団的自衛権と憲法との関係については安保法制懇の中で今検討が行われて、その議論を待って、政府としては方針を決めてということになるわけです。

砂川事件の判決、やはり、日本は三権分立制度であります。そして、憲法の最終判断というのは最高裁が下すわけでありますし、その砂川事件の判断というのは、委員が今言われたとおり、まさに、我が国の平和と安全を維持する、その存立を全うするために自衛権があるというようなことが書かれております。

そうしたことを、今までさまざまな問題がある中で整理がされてきていなかったということも事実だろうというふうに思います。ですから、今回、その報告書の提出を受けて、そうした問題について、やはり政府としての方針を示した上で方向性を見出すことが大事だろうというふうに思っています。

○松田委員 どうもありがとうございます。いろいろと論点が明らかになりました。

菅長官 私は以上でございますので、もしお忙しければ、どうぞ。

あと、甘利大臣に少しだけ、まず、もう余り時間がないのであれですが、原発不稼働が経済に与える負担というか、我々が原発についてどうするかというのを国民が判断する材料として、経済的

コストというのが一つあると思うんですね。経産省が、三・六兆円、貿易収支を悪化させていると言った。実は、そうではなくて、数量の分という以外に、為替の分もあれば、石油価格が上がった分もあるといったように、非常にわかりにくい。さらに、私がもっと大きな負担ではないかと思うのが、不稼働の資産、固定資産をずっと持ち続けることによって、これは相当の負担がある。もちろん今会社が吸収しているのかもしれないが、吸収し切れなくて、やはり電気料金に転嫁されたり、いろいろな負担があると思うんです。

こういったものがある程度内閣府というのは、私は昔、経済企画庁に出席して、こういう国会の期間中はほとんど徹夜で、米の価格が上がったら日本経済にどういう影響を与えるんだといった、想定問答を書くのに困ったことがありますけれども、そういうわけじゃありませんけれども、そういうのは、やはりちゃんと国民に明らかにすべきことではないかと思いますが、いかがでしょう。

○甘利国務大臣 直接的な日本経済に与える影響として、全てが稼働していたであろうとすれば、三・六兆円分コストが省ける、掛ける今日までです。それから、もう三年ですか、十兆円前後になるんだと思いますが、委員の御指摘は、それ以外にいろいろ影響があるだろうということです。

これは私の所管外であるわけでありすけれども、確かに、それによって電気料金が下げられるとすると、高いよりも低い方が企業活動にとつてはプラスになってくる。それが及ぼす間接的な影響は、三年間、十兆円前後の外側にさらにあることとありますから、もっと大きくなつてくると思います。その辺は、電気料金が高い場合と安い場合の産業活動に与える影響等々、経産省の方で算定することができのかわからないのかちよつとわかりませんが、少なくとも直接的な影響をかなり上回る金額にはなつてくるんだと思います。

○松田委員 ぜひ経産省とも協力して、国民経済的な負担について、一定の大胆な仮定を置いて

結構ですから、私も経企庁にいたときに、そういう質問を受けたときは定性的に、レトリックで想定問答を書いていました。そうではなくて、やはり目安というのをはつきり示した方が、国民も選んてくれる、そういう政治にしたい。ただ、上では、ぜひこれは御検討いただければと思います。それから、もう時間がないので、次回じっくり議論したいと思いますが、消費税が四月一日から引き上げられます。私はいつも、本日お配りした紙の最後、これをよく使つておるんですが、予算委員会でも配つたんです、これに触れる時間がなかったんですけれども。

九七年の四月の消費税率引き上げがその後の不況につながり、デフレ経済につながつていった、これは完全な間違いだと私は思つていました。また、ま近い時期に消費税の引き上げがあつただけであつて、その後の経済の動きというのは同年十一月の大手金融機関の破綻から始まつたものだった。ここは区別しなきゃいけない。

これを見ていただいても、九七年一―三月期、実質国内民間需要で見ますと、前期比というのは一・〇％。それが、四―六月期はいわゆる駆け込み需要の反動減でマイナス二・一ですが、七―九月期がプラス〇・七、これは年率にするとはば巡航速度になつていっているんですね。ここで一旦消費税の影響は終わつていっているんですね。この事実を余り議論してはいないんです。

ですから、私は、余り消費税を上げるとあれがデフレにつながつて税収も減つてというふうなことを説明されると、かえつて民間が萎縮するし、やはりこの辺は、明らかにこれは違いますよというのを政府としても言つていただきたいんです。最後ですけれども、これについてお答えいただきまして、私の質疑を終わらせていただきます。

○甘利国務大臣 確かに申し上げるとおり、委員の御提出のグラフのとおりなんです。

一時的に落ちておりますけれども、次の四半期では回復している。その後失速きみになつてい

のは、御指摘のとおり、アジアの通貨危機とか、それから日本でも金融機関が破綻していますけれども、金融危機になつてくる、それが影響を及ぼしているというところは確かにそのとおりであります。その後、資産価格が低下していつて、企業や金融機関のバランスシートが悪くなつてくるというところにつながつていくわけがあります。

○松田委員 どうもありがとうございます。

○柴山委員長 次に、中丸啓君。

○中丸委員 日本維新の会、中丸でございます。本日、松田委員に続きまして質問をさせていただきます。

先ほど来、官房長官と我が党の松田委員との間で直しの話もありましたけれども、二十五日に安倍総理が、答弁書で、来年戦後七十年を迎えるに当たり、念頭に置いて、二十一世紀にふさわしい未来志向の談話を発表したいという旨のお答えをされているというのが新聞に載つておりました。総理談話は、一九九五年村山談話、戦後六十年小泉談話というふうに出てきているわけですが、けれども、その節目節目の一つの談話として、未来志向の談話。

この総理の談話、必ずそこいろいろな意見を出してくるのが韓国であり中国でありというのが今までの歴史だつたと思うんですけども、これはその二カ国に向けて今までも出してきたのか、それとももつと違う意味で、どつちを向いて出しているのかという、この未来志向談話の意義と目的について、きょうは岸外務副大臣に来ていただいているので、お答えいただければ幸いです。

○岸副大臣 今委員御指摘の点でございますが、おっしゃるとおり、戦後五十年に村山談話、そして六十年に小泉談話が発表をされておるわけでございます。そして、安倍内閣として、歴史認識に関しましては、これらの談話を含めて歴代内閣の立場を全体として引き継いでいるという立場でございます。まずこれを前提といたしまして、今度七十周年を迎えることも念頭に置きまして、しか

るべき時期に二十一世紀にふさわしい未来志向の談話を発表したい、こういうことを総理からも常々申し上げているところでございます。

タイミングと中身という問題につきましては、未来志向の談話ということで今後十分に考えていきたい、こういうことでございます。また、具体的にこれとかそういうことではなくて、いずれにいたしまして、未来志向の談話を発出したい、こういうことでございます。

○中丸委員 中丸は決まつていないのは重々承知してはいる、また来年の話ですから。中丸ではなくて、どこか特定の国を意識したものをつくるのか、それとも広く世界に訴えかけていく、要は、どこに向いて言つていくものなのか。その本来である、談話を出される意義とか目的をお伺いしたかったので、中丸ではなくて、その意義、目的、どちらを向いて出されるのかということについて教えていただきたいと思います。

○岸副大臣 多少繰り返すにはなるかと思うんですけども、総理は、これまでの、特に五十年、六十年のそれぞれの内閣のときに発出されたものを含めて、全体としてこれまでの歴代内閣の考え方を引き継いでいる、こういうことに立ちまして、さらに未来志向である、こういうことでございます。

ですから、逆に言いますと、個別にということではなくて、前を向いて、前向きな談話を発出したい、こういうことだと考えております。

○中丸委員 ちよつと、何となく一部答えていただいたような、いただいていないような感じなんですけれども、要は、個別の国ではなく、幅広く全世界に対して発信する、我が国の戦後七十年という節目を受け取つての首相の談話として、我が国の意向、考え方を発信していくという解釈でよろしいでしょうか。

○菅国務大臣 総理が日ごろ申し上げていることは、五十年に村山談話があつて、六十年に小泉談話があつて、七十年に未来志向の談話を出したいと。その談話を発出するに当たり、有識者の皆さ

んから意見を聞く中で、未来志向の談話を出したということをお願いしているわけでありまして、そういう意味合いにおいては、広く総理は出されるものだろうと思っております。

○中丸委員 特定の国でなく、広く出していこうということだ。通告していないのに答ええただいて、ありがとうございます。

ありがとうございます。先ほど松田委員が、検証と見直しのお話があったんですけども、来年のことですから、この検証の結果というの、どういう結果になるかはまだ検証中でしょうからあれですけれども、検証の結果というのはこの未来志向談話の内容に影響する可能性というのがあるかないか。もしよろしければ、官房長官、お答え願えればと思います。

○菅国務大臣 河野談話というのは、これは官房長官の談話でありますから、そういう中で、この対応は実は私がさせていただいているところでありまして。

総理の七十年の談話というのは、まさに、村山談話、小泉談話、時の総理大臣が節目に出された談話でありますから、そここの検証というのは、関連性というのは私は少ないだろうと思っております。

○中丸委員 関連性は少ないということをやっていたんですが、検証中ということで、それ以上のことはちよつと、きょうは通告もなかったの、ありがとうございます。

瀬戸内で海上自衛隊の輸送艦「おおすみ」の事故がありまして、ちよつど私は地元にいるときに、翌日、第六管区の海上保安庁に行つて現状を海上保安庁の方から直接伺いましたんですけれども、この事故の捜査の状況、しばらくしてもうマスコミ等もほとんど報道をしくなり、ほとんど最近話題にも上つていない状態なんですけれども、再発防止の観点からも、お亡くなりになられた方も出た事故でございますので、現状、捜査の状況がどのようになっているか、海上保安庁、お答えいただけますか。

○岸本政府参考人 今お尋ねいただきました海上自衛隊、輸送艦「おおすみ」と小型船「とびうお」の衝突事件については、本事案が発生した本年一月十五日から今日まで、業務上過失往來危険及び業務上過失致死の容疑で関係者からの事情聴取、両船の見分等、鋭意捜査を実施しているところでございます。

また、二月十三日には、輸送艦「おおすみ」と小型船「とびうお」に見立てました小型船を使用し、両船の動きを再現するなどして、証拠として保全するための検証を行っております。

引き続き、関係者からの事情聴取、入手した証拠の精査等を慎重に行い、衝突原因の究明に全力を尽くしてまいりたいと思っております。

○中丸委員 ありがとうございます。

そこまでは実は私も新聞報道とかで知つていまして、現場調査をやった、地元でもかなり大きな事件となつていました。

捜査中ということで、中身はともかく、大体で構わないんですけれども、いつごろまでにこれは結論が出るんですか。捜査を取りまとめ、一応捜査はここまででいいんだという状態になるのは、あとどれくらいかかるものなんだろうかと。

〔委員長退席、橋委員長代理着席〕

○岸本政府参考人 今、いつまでという御質問でございましたが、衝突原因を究明するためにはまだ一定の時間を要することから、現時点では具体的な捜査の最終時期を申し上げることができません。我々、衝突原因の究明に今全力を尽くしているというところで御理解賜りたいと思っております。

○中丸委員 私は、お立場があつておっしゃることとは理解できるつもりですけれども、特にやはり事故の関係者の方とか、御遺族の方だったり、あそこは非常に小型船舶も多くて往來の多いところですから、こういつたところで漁業をやっている方とか、いつになるかわからないというふうに、今のお答えだと受け取れると思うんです。要は、三年も五年もかかるのか、それとも、ことしじゅうには何とかなるのか、来春ぐらいまでには何と

かなるのか、何か一つのめどぐらいというのも全く立ちません。どうですか。

○岸本政府参考人 済みません。その意味では、今、入手した証拠の精査等を行つておる段階というふうに御理解賜りたいと思っております。

○中丸委員 いや、捜査している段階というのは先ほどからわかるんですけれども、要は、もう全くめどがわからないということなのか、一定の、ある程度、そんなに何年かかるものではないけれども、現状、具体的なことは言えないということなのか、せめてそれぐらい答えてください。

○岸本政府参考人 申しわけございません、不明確で。

私ももの捜査も、今、入手した証拠の精査等をしておる段階でございます。

過去のいわゆる護衛艦と漁船が衝突した事案で、主なものとして、護衛艦「あたか」と清徳丸の衝突事案というのがございました。このときは、発生から送致まで、四月と五日しかかつておりません。現在が二カ月半ぐらいになっておりますので、そういうものが一つの目安にはなるうかと思

いますけれども、現時点で特定の期日というのは申し上げられませんが、できるだけ急いで捜査をしてまいりたいと考えております。

○中丸委員 それぐらい言つていただければ、そんなに何年かかるものじゃないということは私も理解がきますので、引き続きやっていただきたいです、ここまでの捜査状況で開示できる

ところがあれば、個別でちよつと私の方にまた教えてください。次に行かせていただきます。きょうは法務省から平口法務大臣政務官にお越しただいておられて、平口政務官と私は選挙区が隣でございます……（発言する者あり）お隣ということはおいておいて、御質問をさせていた

読売新聞ですが、外国人労働者の研修生の受け入れ期間の云々というのの記事になっていましたけれども、この移民問題というのを、数字的に、一億人をキープするには年間二十万人受け入れるべきだ、いや、そんなのはだめだとか、いろいろな話が出ているんですけれども、これは全体的に、法務省としては今どういう位置づけでお考えなのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○平口大臣政務官 答えたいと思います。

今ちよつと触れられたんですが、移民二十万人を前提とすれば、中長期的な観点に立つて、二一〇年ですけれども、総人口が一億一千万人程度を維持できるんじゃないかという内閣府の試算がございます。これは、本年一月に経済財政諮問会議のもとに設置された「選択する未来」委員会が日本の中長期的な発展の実現のための議論をいたしております、その中で、内閣府の方から、将来の人口推計ということで提出はいたしております。

ただ、政府としては、これは総理も御答弁されておられますけれども、移民の受け入れに関して決定した事実は今までございません。

それと、移民というのが一体、具体的にどういうことを指すのかということについても、いろいろな見解がございますけれども、大筋の考え方を申し上げますと、人口減少社会への対応、これは大変深刻な問題でございますが、まず第一に、出生率の向上に取り組みなくちゃいけない、こういう課題がございます。そして、生産性の向上とか、あるいは若者、女性、高齢者といったような方々の潜在的な労働力を活用するとか、このような施策にまず取り組むことが重要だということでございます。外

国人を受け入れることによつてこの人口減を改善しようという考え方は慎重でなければいけない、このように承知しております。ただ、あらゆる努力をしても対応が困難、不十分だというふうになった場合に、外国人の受け入れのあり方につきましても、これは技能労働者の問題なんかもそうですけれども、まず、我が国の

三、日本經濟的復興與發展

四百万人を超える方がこれを実際に見ている状況

にならざるを得ないところから、既成事実

としてそういうものが侵食してくるという傾向があります。

これを対岸の火事として考えるのではなくて、我が国にはNSCというものが発足しており、まず、こういつたことで、昔の戦争、侵略と違う、新しい、今の国連のパワーバランスがなかなかききにくい状態の中で、我が国の安全保障ということとNSCとしてどういうふうな考えられているか、菅官房長官、お伺いいたします。

○菅国務大臣 例えば、近隣ですと、北朝鮮による核、弾道ミサイルの脅威、また、今委員御指摘がありましたけれども、中国の透明性を欠いた軍事費の増強、そういう中で、我が国を取り巻く環境というのは極めて厳しさを増しております。

そういう中で、今度新しく成立をさせていた、いたNSCにおいては、そうしたさまざまな国の情報を集約して、分析をして、そして、どのような対策が必要か、そういうことを日ごろから対応して、国民の皆さんの生命財産、そして国の存立を全うすることができるよう今取り組んでおるところです。

○中丸委員 もちろん、戦略として取り組んでいただくということはもう本当に、やり過ぎというのは私はいくことに関してはないと思いますので、やっていただきたい。

そういう中で、国内でそういうさまざまな活動も行われているわけですから、ちよつと通告はないんですけれども、公安委員長として古屋大臣に、そういった防衛とか外交だけではなくて、警察力としてもやはり見ていかないとけないものというのが海外からの侵略というのはあると思うんです。

そういうところへ何かもし御意見が御ありでしたら、一言最後にいただければと思います。

○古屋国務大臣 警察は、国内の治安維持の徹底、これは私たちの責任でございますので、いろいろな情報いつも仕入れています。それから、どんな活動であれ、いかなる団体であれ、その活動が、違法行為が生じているとか、あるいはその

発生のおそれがある、こういう場合は、警察としても厳正に取り締まっていって、法に基づいてそういう対応をする、そのための万全の体制を常日ごろから整えていく、これに尽きると思います。

○柴山委員長 質疑時間終了でございます。

○中丸委員 はい。ありがとうございます。

申し上げたように、外交、防衛、安全保障だけではなく、国内の警察権力も含めて、トータルでバランスよく、すばらしい国になれるようにお力添えをいただければと思います。

ありがとうございます。

○柴山委員長 次に、大熊利昭君。

○大熊委員 みんなの党の大熊利昭でございます。本日もよろしくお願ひいたします。

初めに、前回に引き続きでもあるんですが、独法そして特別会計の改革ということなんですが、主として数字の観点から稲田大臣、それから数字というか全体の考え方を官房長官にお伺いしたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

前回もお尋ねいたしました国立病院機構の件でございます。

会計検査院の検査報告書でもって、五年ほど前に六百億からのお金を出資を受けていたにもかかわらず、お金を遊ばせていて使っていないかつたという事実が指摘されているわけでございます。それに対して、本当に使わないのなら返納を求める可能性もあるという御答弁でございますが、国立病院機構としては、五百数十億は、ことし以降ですが、設備投資で使っていくんだ、こういうことなんだろうと思います。

ここまでするまでの質疑ですね。本日は、そこからの続きでございます。

であつたとしても、前回も御指摘申し上げたように、バランスシートには千四百三十二億円の現預金が残っているわけでございます。そしてまた、仮に、今前提で申し上げました五百二十九億円を使ったとしても、さらに九百三十三億円の現預金が残っています。この九百三十三億円は返納いただける

のではないかとこのように思うわけでございますね。

これを、きょうの質問通告のときにも、昨日ですが、厚労省の方が御答弁なされる、そういう御指摘もあつたんですが、私としては、まず、ここは行革担当大臣である稲田大臣そしてまた内閣府の皆さんにしっかりと厳しく見ていただき、そして、それを厚労省の方に厳しく指摘していただきたいという観点から、稲田大臣あるいは内閣府の政府参考人の方にお答えいただきたい、こういう趣旨でございます。

まず、この九百三十三億、これを厚労省に対して返納すべきだというふうに強く主張すべきではないかと思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○稲田国務大臣 まず、前回答弁をいたしましたように、会計検査院が指摘をされた、追加出資された六百九十二億円、この六百九十二億のうち、平成二十六年二月末現在において未充当となつておるのは約四百億円程度と聞いております。

そして、御指摘の残余の資金の使い道については、今後とも工事の進捗に応じて、順次、工事代金等に充てられるものというふうに承知をいたしております。

また、今御指摘の、別の、現預金及び有価証券千四百三十二億円につきましては、医師等の給与や医薬品の購入、工事代金の支払い等に充てられるものとして保有しているものであつて、不要な資金ではないというふうに考えております。

○大熊委員 手元流動性がなぜ九百億必要なのか、お答えいただきたいと思ひます。今おっしゃいましたね、費用、それはフロアの収益が入つてきているんです。フロアの収益がどのくらい入つてきているかという、業務キャッシュフローで、プラスですよ、七百九十億なんですよ。これはフロアで、収入じゃないですよ、プラスマイナスした上でのネットで七百九十億ですよ。いろいろな費用というのはここから払うべき

であつて、これは払つた後、さらに七百九十億残っているんですよ。

残余現金を手元に九百億も持つていなければいけない理由というのを御説明いただけますか。

○稲田国務大臣 委員は、工事用の追加出資の分と、あと現金及び有価証券等を一緒にしたとして、そのうちまた引き算をされておりますけれども、この追加出資については、建物の建設等のために出資されたものであつて、そのうち、今申し上げましたように、六百九十二億のうち、平成二十六年二月末時点において未充当となつておるのは約四百億円、そして、今現在、工事中のものが約二百七十四億円というふう聞いております。

更新整備がかなり進んでいるものというふうには理解をいたしておりますけれども、残りの整備予定の施設についても早急に取り組んでいただいて、もちろん、おっしゃる通りに、余剰金があるのであれば国庫に返すべきものであることは当然であると承知しております。

○大熊委員 そういふいわゆる設備投資資金に六百九十二億かかるから増資したわけですよ。その残りという議論をしているのであつて、二百七十億はまだ設備投資をこれからするんだと。では、それを合わせて大体六百九十億ぐらいなんですよ。

それであれば、最初から資本計画が違つてい、その増資の資金が少な過ぎるという話に逆に今度はなるわけであつて、残つておるのは九百億なんですよ。

手元といつたつて、これは、よろしいですか、フロアで七百九十億ももうかっているんですよ。医療、福祉、お金が足りないということ、社会保障にお金がかかる、それはそうなんです。こういうところにお金根雪のようにたまつていつているんですよ。

これを、私が最初に申し上げたように、厚労省の方の答弁ならそういうふうにも言うのも。だけれども、行革大臣でいらつしやるので、そこは厳しく、厚労省に対してこれはおかしいんじゃないか

と。手元流動性、私も九百億を全部一気に返せと言っているわけじゃありません。そんなことをしたら、確かに資金ショートしますから。そうじゃなくて、余りに過大なんじゃないですかということとを申し上げているわけなんです。

なぜ九百億が適切な流動性の規模なのか、これは説明できないはずなんです、できますか。

○稲田国務大臣 前回御指摘になったのは、工事のための追加出資の六百九十二億円であります。それについては、今申し上げたように、現在工事中であるもの、そして使ったものがある。そしてそれは、工事を早く進めていた、残余のものがあれば返すべきであるというのが行革担当大臣としての意見でございます。

そして、キャッシュフローの計算書では、診療業務等の業務活動により七百九十億円の収入を計上しております。一方で、病棟の建てかえ整備や医療機器の更新などの必要な投資活動により六百四十七億円、借入金の返済などの財務活動により百四十二億円の支出を計上しております。平成二十五年度における現預金の増はないというふう

に理解をいたしております。

いすれにいたしまして、厚労省において第一義的に説明責任を果たすべきではないかと思っております。

○大熊委員 フローの、キャッシュフローシートメント、その結果として、バランスシート、期末で千四百三十二億残っているんですよ。今の御説明というのは、それは期中の話であって、それを全部支払った後で、しかも残りの二百七十億とか支払った後でも九百億残るんです。その九百億は残り過ぎじゃないですか。

一気に九百億返してくれとはさすがに言いませんが、余りに過大なんじゃないかなということ。それを、やはり、独法改革を主導されている大臣でいらっしやるので、厳しく厚労省の方にかかけ合って交渉していただきたいというのが私の考えでもあり要望で、そうじゃないと、当然、当事者の官庁というのは抵抗をされるんじゃないが、何

かそういうことを、尻をたたくといいますが、積極的に政府の中でやっていかない限り、こういうことは進んでいかないと思いますし、独法改革とか、今度独法通則法が出てくるんですか、こういうことを言っていたところで、具体的にこういう数字でやはりやっていかないといいんじゃないやないかなというふうに思います。これはまた議論を続けたいと思います。

次に、もつと巨額のものがありまして、労働保険特別会計雇用勘定、これは桁が一つないし二つ上がりまして、現預金が六兆四千億あるんですね。六兆四千三百億ありまして、これは以前予算委員会でも厚労大臣が御答弁されたんですけれども、いやいや、これは失業給付等の給付に充てるお金がここに積んであるんですよ、こういう御説明なんです、それは私の理解では間違っている、なぜならば、財務省が出している特別会計の財務諸表によれば、負債の部で支払い備金、つまり支払いに備えるための負債としては、千三百九十八億円なんです。ということで、これを勘案しても、六兆四千億というのは余りに過大なんですね。

なおかつ、これは前回も申し上げました、純資産がマイナスだったら返してくれと言いませんが、これは五兆円返してもらえないはずなんです。しかも、アベノミクスが成功すれば、ここは前回も申し上げましたが、雇用環境がよくなるわけですから、失業給付に使うお金というのは、余りふえていかないどころか、減っていくはずなんです。ですから、六兆四千億は積み過ぎなんです。というふうに論理的に見ると思うんですが、大臣、そう思われませんか。

○稲田国務大臣 一般論として、個別の特別会計の毎年の剰余金等について、特別会計法に基づいて一般会計に繰り入れることが可能であって、引き続き特別会計における事業等に支障を来さない範囲で一般会計の財源として活用を図るべきものであるということ、委員がおっしゃるとおりであるというふうに思います。

ただ、今御指摘の、現預金六・四兆円のうち、その大宗は雇用勘定の積立金を取り崩して一般会計の財源として活用すべきという御趣旨であるとするれば、積立金の財源は国庫から来たものではなくて、労使から徴収した雇用保険料であるところから、雇用保険制度以外の財源として活用することについて保険料を負担していただいている方々の御理解をいただくというのは、ちよつと難しいのではないかというふうに思います。

○大熊委員 それでは、百歩譲って、積立金は五・五兆ですから、一兆は返してもらえないはずですよ。残りの一兆は積立金じゃない分、積立金が五・五兆ですから、ここに載っているのは六・四兆ですから、九千億は返してもらえないはずですよ。ちよつと時間の関係で、また次回に回したいと思ひます。

そういうことで、特会、独法改革をやっていく上には、全体としてやはり一つ一つ数字をしつかり詰めていく必要があると思うんですが、一言、官房長官から御所見をいただければと思います。

○菅国務大臣 独法改革については、昨年の暮れに閣議決定をし、今国会に通則法を出させていた、成立に全力で取り組んでいきたいと思ひますし、特別会計については、昨年の臨時国会で成立をさせていた、この二十六年度からこれが実施されるわけでありまして、この二つの法案をもとに、しっかりと改革を進めていきたいというふうに思ひます。

○大熊委員 ありがとうございます。

そのような趣旨の上に立つて、私も、せっかくこの分厚い資料を財務省さんにいただいていますので、独法は全部で百二ですか、ありますので、きょうみたいな議論を一つ一つ積み重ねてまいりたいというふうに思ひます。

多分、あと一、二分なんです、これも以前からこの場で議論させていただいているんですが、マクロ計量モデルというのを内閣府さんはお持ちになつていまして、それから、実は財務省の研究所ですか、こちらでもお持ちになつてい

が、この活用がいま一つなされていない。以前、長官から答弁をいただいた、補正予算の効果が五兆円というのはどうやって計算したのか、そういうやりとりをさせていただいたところ、何と、事業規模を単に足し算しただけだということが判明したんですね。

内閣府に能力がないのか。違うんですね。非常に大規模な、すぐれたポートフォリオというマクロ計量モデルを物すごく高いお金を出して買つていらっしやるんですね。これを何で使わないのですかと聞いたところ、何で使わないのかは答えられないけれども、本府の方から研究所に多分発注依頼がなかったんでして、依頼がないので仕事はしていないということで、単に本府の方で足し算しただけということなんです。

せっかくあるんですね。活用した方がいいんじゃないですかという素朴な疑問、質問があつて、もう一つは、補正予算を出していらっしやる財務省さん、ここでもポートフォリオをお持ちなので、内閣府がやらないんだつたら財務省さんの方でも、御自分で出された予算なので、お出しになった方がよかつたんじゃないかということなんです。

時間が来ましたので、では、せっかくなので財務副大臣から一言お願いして、終わりたいと思ひます。済みません。

○古川副大臣 経済対策の経済効果分析というのは、経済対策の取りまとめ、それからGDP統計を所管されております内閣府の方でされるべきものでございまして、必要な情報提供は財務省としてさせていただきま

すけれども、私どもとして、同様のものを行う必要はないというふうに考えています。

○柴山委員長 大熊君、時間が来ております。○大熊委員 はい。では、続きは財金の方でやらせていただきたいと思ひます。であれば、何で高いお金を出してそのソフトは買っているのかという疑問になるわけござい

以上で終わります。

○柴山委員長 次に、赤嶺政賢君。

○赤嶺委員 日本共産党の赤嶺政賢です。

きょうは、八重山地区における教科書採択問題について質問をいたします。

文部科学省は、三月十四日、竹富町教育委員会に対して地方自治法に基づく是正要求を出しました。

まず政務官に伺いますが、私は、昨年四月八日の予算委員会でも八重山採択地区協議会の規約について取り上げました。

協議会の答申内容と各教育委員会の決定が異なった場合の対応について、規約案の段階では、再協議した結果を八重山採択地区の最終決定とする、このようにされていた規定が、役員会で再協議できるという規定に改められました。その経緯の確認を求めたところ、当時の布村局長は、この場ではきちんとお答えができないという答弁でした。その点は確認をいたしましたか。

○前川政府参考人 その点につきましては、沖縄県教育委員会を通じて、事実関係を確認しているところでございます。

○赤嶺委員 その事実関係についてであります。二〇一一年六月二十七日の協議会総会で、当初は、再協議した結果を八重山採択地区の最終決定とする、こういう規約案にあった規定が議論の対象になりました。協議会の決定が最終決定となるのはおかしいなどの意見が出され、それに対して協議会会長の玉津石垣市教育長が、採択権は確かに教育委員会にあると述べ、協議の結果、役員会で再協議できるという規約に改められております。

再協議した結果を八重山採択地区の最終決定にするという規定から、役員会で再協議できるという規定に改められた、この事実、その経過が事実ですね、いかがですか。

○前川政府参考人 具体的な議論の経過についてはつまびらかにしておりませんが、おおむねそのようなことであるというふうに認識をしております。

す。

○赤嶺委員 これは公開されていますので、議事録は、採択協議会の議事録として、つまびらかにしませんかと言つて、ここが一番大事なんですよ、この点が。だから、つまびらかにしない感覚で何か竹富町に文科省は物を言っているのか、こういう話になりますよ。

協議会の規約の有権解釈というのは、国ではなくて、協議会を構成する市町村教育委員会にあります。この点は認められますか。

○前川政府参考人 御指摘のとおり、この採択地区協議会の規約というものは、関係市町村の教育委員会の合意のもとでつくられているものでございまして、基本的に、関係教育委員会のもとで解釈、運用されるべきものであると考えております。

○赤嶺委員 そこで、官房長官に伺います。

官房長官は、去つた十四日の記者会見で、直ちに違反の是正を行つてほしい、このように述べております。

しかし、八重山地区では、各教育委員会の採択結果が分かれて、役員会で再協議しても協議が調わなかった場合の手続は定めていませんでした。そればかりか、再協議の結果をもつて最終決定とすることはしないということでの合意があつたことは、決定に至る協議の経緯から見ても明らかであります。

官房長官は、こうした経緯について文科省から報告を受けておりましたか。

○菅内閣大臣 文部科学省において、教科書無償措置法に違反している竹富町の教育委員会に対して、三月十四日に地方自治法に基づいて是正の要求を行つた。そして、同日の記者会見で、文部科学大臣からは是正の要求を踏まえて、竹富町教育委員会においては法にのっとり違反の是正を行つていただきたい、こういう真実のことを私は記者会見で申し上げたところであります。

○赤嶺委員 記者会見で申し上げたという文科省が、地元の規約を余りつまびらかに理解していない

かつたみたいなんです。ですから、文科省が違法だとか言っていることに根拠がなくなっている。ないんですよ、最初から。これは、私が去年も予算委員会でもやりました。

文科省は、これまで、協議会の答申と再協議の結果が、無償措置法に基づく協議の結果だとして、これに基づいて同一の教科書を採択するよう求めてきました。地方教育委員会の権限に属する採択方法にまで立ち入つて、同一教科書の採択を求めてきたことは、教科書の取り扱いを教育委員会の権限とした地教行法や、あるいは同一の教科書を採択する具体的方法については各市町村教育委員会の自主的判断に委ねた無償措置法の関連規定に違反する疑いが極めて強いと指摘しなければなりません。

ですから、官房長官のあの発言には、法的な根拠がないんです。八重山地区における教科書採択をめぐる経緯と、これまでの文科省の対応について、官房長官自身もしっかり検証をするということとを求めていきたいと思ひます。

次に、是正要求の根拠について聞きます。文科省は、昨年十月、沖縄県教育委員会に対して、竹富町教育委員会に是正を求めるよう指示をいたしました。文書では、竹富町教育委員会が無償措置法に違反していることをその根拠に挙げていますが、地方自治法に基づく是正要求は、法令違反があればすべからず出せるわけではありませ

政府は、当該地方公共団体の行財政の運営が混乱し、停滞して、著しい支障が生じているような例外的な場合に発動できるとこれまで説明をしてきました。

これは文科省に聞きますが、竹富町教育現場で、具体的にどのような混乱、停滞、そして著しい支障が生じていると判断したんですか。

○前川政府参考人 教科書無償措置法第十三条第四項におきまして、共同採択地区における関係の市町村の教育委員会は、協議して同一の教科書を採択しなければならぬと規定されているところ

でございますが、八重山地区におきましては、その協議の結果に反する採択を竹富町教育委員会が行つたという事実があるというふうに私どもとして認識しております。

これが教科書無償措置法違反の状態であるというところでございまして、この法律違反の状態を是正する必要があるという判断のもとで是正の要求を行つたというものでございまして。

○赤嶺委員 協議の結果ということについて、八重山地区の採択協議会の規約の定めを飛び越えて、文科省が、協議の結果は育鵬社だと言ひ出したところから混乱が拡大し始めているんです。

しかし、是正要求の要件というのは、当該地方公共団体の行財政の運営が混乱、停滞、著しい支障が生じているような例外的な場合と限定的なんです。それが県に出せる場合の要件であります。

さらに、あなた方は直接竹富町に出しました。今月、竹富町教育委員会に是正要求を出したわけですが、これにはさらに要件が厳しくなっているんです。「緊急を要する」ときその他特に必要があると認めるとき」という要件を満たすことが必要になります。竹富町教育現場でどんな緊急を要する事態が起きていたんですか。

○前川政府参考人 先ほど御答弁申し上げましたとおり、八重山地区竹富町教育委員会におきましては、教科書無償措置法に違反する状態が続いているというところでございました。それに対して、平成二十三年八月以降、文部科学省といたしまして、累次にわたつて指導を繰り返したわけでございますけれども、結果としては是正が行われな

いという状態でございましたので、昨年の十月でございまして、沖縄県の教育委員会に対して、竹富町に対し地方自治法上の是正の要求をするよう指示を行つたというところでございます。

その指示を行つたにもかかわらず、沖縄県の教育委員会が指示どおりの要求を行わないという事態がその後五月近くにわたり推移したということとでございまして、これはこの四月から使う教科

書の問題でございますので、年度内に是正のための措置を尽くさなければならぬ、そういう判断のもとで、県を通じては是正の要求ではこれは是正ができないという判断をいたしたわけでございまして、そこに緊急性があるということで、この三月十四日に文部科学大臣から直接竹富町の教育委員会に対して是正の要求をしたという経緯でございます。

○赤嶺委員 協議の結果を、地元の採択協議会の規約にないものを勝手に文科省が解釈して、協議の結果とは青鵬社だ、こういうのを押しつけて、これに従わないからといって、何の是正要求の要件も満たしていないのに、沖縄県に対しては正要求を出す。竹富町、自治体に対してはもつと厳しい要件が求められているのに、今、四月が近づいているからとしか言えませんでした。

しかし、竹富町の慶田盛教育長は、学校現場で何の混乱も起きていないことを繰り返して述べています。中学校の校長先生も、公民の授業も含めて学校に混乱は一切ない、このように述べております。

文科省は、学校現場に混乱が生じているという認識ですか、それとも、混乱は学校現場には生じていないという認識ですか。はっきり答えてください。

○前川政府参考人 現状におきましては、共同採択という制度の趣旨が損なわれているという状況が続いているというふうに考えております。その点に問題があるというふうに考えております。

○赤嶺委員 同一教科書の共同採択は、あくまでも八重山地区の採択協議会の規約のつとて進められるべきものであります。あなた方が勝手に規約を解釈するようなことは許されないことです。ですから、今の混乱は文科省が起こしている。

文科省は、繰り返し、違法状態にあることを強調していますが、無償措置法というのは、そもそも、憲法第二十六条の義務教育無償の原則を実現するためのものであります。法律の目的には義務

教育の充実を図ることが規定され、これは、教科書の無償供与によつて義務教育の場における児童生徒の学習条件を同一とし、教育の機会均等を保障することを期待したものだとして説明してきまして、この考え方は今でも変わりありませんね。

○柴山委員長 質疑時間が終了しておりますので、最後の答弁とさせていただきます。

○前川政府参考人 教科書の無償給付制度は、憲法に基づく義務教育無償の考え方に基づいて行われている立法政策上の政策でございます。

○柴山委員長 質疑を終わります。

○赤嶺委員 最後に、官房長官、やはり混乱を拡大しているのは政府なんですよ。そのことを強く申し上げて、質問を終わります。

○柴山委員長 次に、大島敦君。

○大島(敦)委員 衆議院議員の大島です。きょうは三十分間の時間をいただきました。何点か、山本大臣そして稲田大臣に質問させていただきます。

前回の近藤洋介議員が配付した資料の中に研究開発法人制度の概念図というのがありまして、多分、これから政府として閣議決定をし法案を提出されるであろう、一つには独法通則法、もう一つは特定国立研究開発法人の法案が出てくるかと思

いますので、それに関連した質問をさせていただきます。私、国の研究機関とか民間の研究機関、工場を訪問することに結構時間を割いておりまして、どちらかといえば好きなものから、ことしに入ってから、JAXAさんの、宇宙航空研究開発機構の中の東大の旧宇宙研、宇宙科学研究所を訪問させていただいて、こころは「はやぶさ」を打ち上げたところかな、研究者の皆さんと終日、午前中だけだったかな、意見交換をさせていただいた

り、あるいは、久しぶりに産業技術総合研究所、産総研も訪問したいなと考えておりまして、民間でも、N-T-Tの研究所があったり、富士通の研究所があったり、あるいは私が行ったところだと、NECの研究所は行っていたかな、日立は行って

いたと思いますけれども。研究所に行つて、どこに日本の最先端があるのかというのをいつも見きわめたいと思つているんです。どこに日本の最先端があるのか。

私が、一九八三年、今からもう三十年ぐらい前になつてしまふんですけれども、たまたま会社都合でドイツ・デュッセルドルフの駐在員をして

いたときに、他社の所長から一冊の本を勧められました。『テクノクラシー』という本でした。

一九七九年にビジネスウィークの記者が書かれた本でして、どういう内容かというと、オイルショック後にビジネスウィークの記者が世界じゅうの取材をしていたら、スイスの銀行家が妙な投資をしているという書き出しで始まっているんです。

一九七〇年代の中盤以降、スイスの銀行家がどこに投資していたかという、日本のNECとか東芝とか富士通とか、そういう会社に投資していたという書き出しから始まっているんです。そのシナリオが一つあって、七九年に英語で出版

されて、読んだのが八三年。テクノロジーの進歩によつてソ連が崩壊するだろうということが書いてあって、ドイツが中立化して統合するということまで書いてあったかなと思うんです。

ですから、テクノロジーというのは、経済を決め、政治を決めると思つていまして、私たちの政治というのは、景気がいいとか悪いとか、あるいは今後どうなるか、経済によつて大きく左右されることも、経済を決めているのはテクノロジーが決めていくわけです。

ですから、このテクノロジーの全体像をどうやって描き、そして将来的な展望を持つかというのは、結構、政治家にとつて必要だと思つていて、それで、あえて、山本大臣にも前に質問させていただいた科学技術・イノベーション特別委員会にも所属をして、できるだけ多くの民間及び政府の研究所に行つて、最先端の技術者と意見交換したいと思つておりまして、理化学研究所もなか

なかのものだと思つています。私は、和光と横浜の研究所、科学技術・イノ

ベーション特別委員会と一旦神戸の生命科学分野の研究所に行つたかと思うんですけれども、この研究をされている方はやはり民間とは大分違ふと思つていて、ですから、どうしても、この分野の研究の充実を図りたいという思いがありまして、日本の国家予算の中で、科研費については、これは文科省が所管ですけれども、下がることなく、若干微増しながら、政治の力で一定量は確保している。

ただ、研究者の話聞きますと、科研費の中でも、今ですと、結構補正予算の割合がふえてきている。科学技術の予算の中で、宇宙の関連の予算だと、結構補正予算で前年比を維持しているところがある。何か、海外の研究者の方と共同研究を組むときに、やはりしつかり向こうの方も見て

いらつしやるらしくて、補正予算の割合が多いと、本当に五年後、十年後、コミットメントできるのかという領域になつてくるわけですよ。

ですから、科研費についても、常に一定額を日本として本予算の中で計上しておかないと、他国からの信頼関係が失われてしまうのではないのかという危機感も持っているところなんです。

ちょっと話はずれるんですけれども、今から二年前ですか、私も、例えば、通説も大切なんですけれども、通説じゃない意見についても、しっかりと認めた持ちは持たなければいけないなと思つていて、二〇一二年の四月二十日の新聞記事を読んでいたら、太陽の磁場が変異を起こしているという記事を読みました。

これはおもしろいな、非常に興味深いなと思つて、当時の国立天文台の常田教授にお会いさせていただいて、この人は日本の太陽観測衛星「ひので」の総責任者で、この「ひので」という衛星が非常に精度が高くて、本来であればもうとまつていい衛星なんですけれども、日本の科学技術もあつて、非常に寿命が延びている。

この衛星、太陽の球面を見たときに、解像度が高くないと上と下がなかなか見えないわけです。この「ひので」衛星は非常に解像度が高いので、こ

の上と下の磁場をよく見ると、今、太陽の磁場は、数年前から、普通太陽というのは十一年ごとにS極とN極が上下逆転していくんですけども、今回の場合には、上と下がN極ですからプラス極になって、赤道直下にもう二極S極があつて、四極体制になっているというお話。

それと、太陽の周期が、この間は十一年から十二・六年かな、伸びてくると、今の太陽は減衰しているんです。太陽の動きというのが、徐々に黒点の数が少なくなつてきて減衰をしていて、そうすると、こういうのが続いてくると、過去の統計データの中からだと、地球というのは寒冷化するというのが物理学者のこれまでの統計。正しいかどうかというのは、これは統計データとしてはそういうふうになっているというお話を開いたときに、通説としてはCO₂が地球温暖化の原因だと思ひます。

国際的な交渉事も、通説に基づいて国際的な交渉を行わなければいけないけれども、こういう今までの通説とは違う客観的な事実が出てきたときには、それも否定することなく、しっかりと政治の中で検討を加え、あるいは片隅には置きながら政策決定をしていた方がいいと思つていて、たまたまこの常田教授が、今、先ほど申し上げましたJAXAの宇宙科学研究所の所長になっているものから、そういうところも含めて、今の科学技術、宇宙に関してどうなっているかというところをちよつと伺ひに行かせていただいたんです。

ですから、科学の分野というのは、余り私たちの政治が、こちらの方向と決めたんだけど、ある程度緩くしておいた方がいいかなというのもある、なかなかこの辺のかじ取りというのは難しいところだなと考えておるところなんです。

それで、きょうは、先ほど申し上げました二つの独立行政法人あるいは特定国立研究開発法人を、これから法案を提出されるということなので、まずは山本大臣にお伺ひしたいのは、科学技

術特別委員会ではないんですけれども、科学技術の御担当ということで、特に今後の、山本大臣が気にされている予算については各省が持つていらっしゃるけれども、その政策を統括しているものですか、その予算についてのものも御所見があつたら、その中に書いていないかもしれないんですけど、御自由に御発言していただければなと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○山本國務大臣 大島委員は、民主党政権の時代から科学技術イノベーションについては大変活発に御活躍をされているということはよく存じ上げておりますし、私、今、宇宙担当大臣もやっておりますけれども、安倍政権としても国家戦略の一つに位置づけている準天頂衛星、この準天頂衛星構想が実現する上で、大島委員が大変中核的な役割を果たされた、特に準天頂衛星を防災の観点から位置づけて、大変これを後押しされたというところをよく伺つております。先ほどの「テクノクラシー」の話は大変参考になりました。科技・イノベーション担当大臣として、今後ともしっかり勉強させていただこうと思ひます。

科学技術予算についてですが、これは、この政権になって、民主党政権時代からの傾向がもしもまっせんけれども、少しずつ全体が減つていたものが随分盛り返してきたという流れはあると思ひます。ただ、科学技術予算が各省にまたがついているという構図がありまして、そういう意味で、内閣府が総合科学技術会議を通じて科学技術予算全体に横串を刺して、科学技術イノベーションに最適な投資をやつていく、そういう司令塔機能を義務づけられているんだというふうに思つております。

予算の面について言うと、特に、先般もこの委員会でも議論がありましたが、SIPとかIMPACTとか、各省から、例えばSIPは科振費を四%ずつ拠出していただいたわけですが、いわゆる省庁横断で横串を刺したところで総合科学技術会議が全体を見て目ききをしていく、こういう予算の枠ができたということは非常に意味があ

るといふふうに思つています。

予算の枠に加えて、科学技術政策全体、特に予算を練り上げていく上で政策決定プロセスに影響を与えていくという意味で、アクションプランというのを総合科学技術会議は持つておりますけれども、これも進化をさせて、政策決定プロセスに影響を与えるという面と、総合科学技術会議自体がある程度予算を持つて司令塔機能を果たしていく、この二つのアプローチで、できる限り国家戦略としての科学技術イノベーション政策を推進していくということがやはり科学技術担当大臣に課せられた使命ではないかというふうに考えております。

○大島(敦)委員 御答弁ありがとうございます。山本大臣の御決意、本当にありがとうございます。

特に、どうしても補正予算がふえるのは余り芳しくないもので、本予算の中でしっかりとこの科研費を政府として確保することが、諸外国との交渉で各研究開発機関ともに安定感が増してくるものから、その点についての御理解を再度お願いさせていただきたいと考えております。

そうすると、独法通則法、これは稲田大臣が御担当でいらつして、山本大臣が特定国立研究開発法人を担当されておられて、それぞれの法律について、いづつ閣議決定をして、いづつ閣内閣委員会の審議に付されるのか、その点の見通しについてお聞かせいただければと思ひます。

○稲田國務大臣 独法通則法の改正法案ですけれども、改革の集大成ということで、平成二十七年四月から改革実施ということを目指しております。

ただ、独法通則法に関連をして改正が必要となる法律の量が約二百三十本ということで膨大であることから、今懸命に作業しているところでございますけれども、早期に国会へ提出し、今国会で成立するよう最大限努力をしているところでございます。

○山本國務大臣 大島委員から言及のありました特定国立研究開発法人、この特定国立研究開発法

人に係る研究開発等の促進に関する特別措置法案、これについては、昨年末に閣議決定をいたしました独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえて、関係閣僚、稲田大臣等と議論を重ねまして、今月、総合科学技術会議において、特定国立研究開発法人の考え方についてというのを決定させていただきました。これらを踏まえて、現在、政府内で最終的な調整を行つておりますが、こちらの法案についてもできる限り早期に提出したいと考えております。

○大島(敦)委員 独法通則法及び、山本大臣が所管されている特定国立研究開発法人、この法律をつくるに当たつて、独法の、特に研究開発型の独法の理事長の皆さんと意見交換してくれるとありがたいと思つています。

今手元にお配りしてあるのは、その給与が高いとか低いとかいう議論をするためではなくて、個々の各独法の役員の報酬についての総務省の資料をつけさせていただいて、この中で、ジョブサイズといつて、仕事の大きさと仕事上の責務の大きさによつて給与というのがある程度決まるというところがあるかなと思つています。

今回の閣議決定された基本的な方針の中にも、事務次官の給与を上回つていいとか、あるいは、お手盛りにしちやいけませんよとか、具体的な記述があるんですけども、独立行政法人の役員の給与の決め方について、多分、稲田大臣が大卒の制度設計をされるかと思うんですけども、その点について、私としては、ある程度、この閣議決定にあるとおり、フレキシブルにする必要はあるかと思ふ反面、国民が納得するというレベルも必要かなと思つておられて、その点についての御所見をちよつと伺ひがあればありがたいんですけども。

○稲田國務大臣 今委員御指摘のように、閣議決定において、今回の独法改革は、独法の本来の趣旨に立ち戻るといふことで、政策実施機能を最大限に発揮していただくために、硬直的な取り扱いではなくて、やはり、自主的、戦略的、またイ

ンセティブを働かす観点から、必ずしも事務次官の給料を頭打ちにするということではなくて、弾力的な運用ができるようにしようということを決めているところであります。

ところが、他方、やはり、自由度を与えるということとは、それだけ責任も大きくなるということでありまして、きちんと説明責任を果たし、また、国民に対する透明性ということも図らなければならぬということを考えております。

○大島(敦)委員 私、個別具体的に名前は挙げることではないんですが、独法の理事長です。か、お話ししたときに、大変だというお話を聞いたことがあります。

民間企業から独法の理事長になるために、これまでの民間企業としての役職を全てやめなければいけないわけです。大体、大きな企業の、大きな組織体のガバナンスができる方というのは、前歴においても各企業の役員だった方が非常に多くて、ですから、年収ベースだと三分の一ぐらいになってしまったり、半分ぐらいになってしまったり、結構それを決意されて、公的な仕事、国のために働きたいということで独法の理事長をお引き受けになっているわけです。

NHKの話はちよつとさておきまして、時々、独法の理事長の皆さんも国会に呼び出されまして、いろいろと質疑応答に答えなければいけない、そういう負荷もかかっています。時の政権がずつと続いていくと、大臣が、政府がお願いしますよと言ったときに、五年間の任期ですから、安定して五年間過ごせるかもしれないけれど、大臣がおかわりになったり、政権があるいは内閣がかわつたりすると、その時々々の要請事項が若干変わることもあると思うんです。そのリスクがちよつと前の時代とは非常に今変わってきている。

あるいは、独法の理事長の給与についても、理化学研究所も、先ほどの宇宙航空研究開発機構も、あるいは五万五千人の職員を持っている国立病院機構も、そしてがんセンター初めナショナル

センターも大体こういう給与体系になっていて、これを上げるか、あるいはどうしようかという議論は極めて慎重に行わなければいけないなと思っています。全体の独法のガバナンスあるいは給与体系にかかわってくるものですか。

ただ、どうやってこれを決めていくかについて、例えば委員会設置会社というのがあって、二〇〇三年、商法の改正で、民間の企業の中にも委員会設置会社というステータスの会社をつくって、そして指名委員会とか監査委員会とか報酬委員会を置いて、誰を社長にするのか、報酬はどうやってするかを一応外部の人たちが半分は入っている組織体において決定することになっているんです。今後のこういう制度設計の中にも、独法独自で決めないで、そういうふうな第三者機関に委ねながら決めるということも一つ考えてもいいのかなと思うので、一応検討課題として、稲田大臣にその点について伺いたいんですが、いかがですか。

○稲田国務大臣 今回の改正では、独立行政法人の役員報酬の水準について、国民の納得が得られる水準であることが必要であるという観点から、法人のお手盛りとならないよう、まずは法人において監事等によるチェックを行うということにいたしております。

また、報酬の水準については、法人及び主務大臣が説明責任を果たすことによって透明性を確保することといたしております。具体的には、各法人において報酬水準が妥当であると判断する理由について、職務内容の特性、参考となる他の法人の事例を用いて公表、さらには、主務大臣が法人の説明を検証し、その結果を公表するとともに、国民の理解が得られないと認められる場合には、報酬額の見直しなど適切に対応するよう法人に要請することといたしております。やはり第三者的な観点、また、他の法人との比較ということも大切になってくるかと思えます。

○大島(敦)委員 ありがとうございます。主務大臣が説明することも大切だと思うんです

けれども、御指摘のあった、第三者機関が客観的にある程度のラインを出してくる、あるいは、研究開発、こういう法人をA、B、Cに区切つてそれぞれの報酬体系を決めていくのもあるかもしれない。さまざまな決め方があると思うので、それは御検討していただければと思います。

山本大臣にお伺いしたいのは、今回、特定国立研究開発法人で、この閣議決定ですと、「法人の長は、国際競争力の高い人材の確保を図るとともに、」ということと、ある程度、報酬の決定方法については、「職員の能力を最大限発揮させるため、処遇を含め人事制度の改革、柔軟な給与設定等の必要な措置を講じ、研究開発成果を最大化できる研究体制を構築するよう努める。」ということ、ここに「国際競争力の高い人材の確保を図る」という文言が入っていて、これはちよつと他の法人とは違うところで、今回は二つ、理化学研究所と産総研だと伺っているんですけれども、恐らくレクの中で聞いたと思うんですが、私も、私の問題意識というのは、独立行政法人は予算は一定なわけですから、この人に高い給与を払いたいとかした場合には、どこかの予算を削らなければいけないと思うんです。この人に高い給与を、外国の研究機関に行つてしまえばいいからと。

もちろん、研究者は、本当に高い報酬を得ることがモチベーションじゃないです。同僚から非常に知的な刺激を受けることと、その研究環境が非常にいい環境だつたら、彼らは、それほど報酬がなくても、ほかに移ることはないです。ただ、その前提をつくることと、そういうふうな決めた方というのが、私は若干難があるのではないかと。それでもいいんですけれども、もう一つ工夫が必要かなと思つていて。

この二つの研究機関のほかに、例えば、先ほど言った各ナショナルセンター、日本の医療を担っているところ、JAXAもありますし、ほかの、農水省系の、地道なんですけれどもバイオの研究をしているところもあつて、研究者の異動と

いうのは日本全体で行われているものですから、私としては、稲田大臣の答弁としては、恐らく、独法の中で決められるよという御答弁をいただけたらと思うんですが、私としては、予算というものは外出した方がいいと思つてい

例えば、一人の研究者にプラス一千万オン、余り品がない表現なんだけれども、ふやした場合に、百人の研究者を選んだら十億円の予算で済むわけですよ。三百人でも三十億円で済むわけ。予算一定の中で独立行政法人の中で、ほかを削つてこの人に多くというよりも、要は、国として独自の予算を持つていて、ほかの研究機関でも、この研究者は非常に優秀で、海外の研究機関にちよつと引き抜かれそうだと、あるいは海外からこちらに欲しいといった場合に、申請ベースで、例えば総合科学技術会議の下部組織でもいいんですけれども、そこに申請すると、そこが認めた研究者は、そこからプラスのフリンジベネフィットなり給与がオンされるという方が、私としては、スマートだ、そういうのも必要だと思つていて。要は、研究所の中で、この人がよくて、この人が悪いという、説明責任を経営側というのか執行部側が負うものから、人間の感情として、なかなか納得できない感情もあつたりして。

山本大臣と大島、二人の研究者をその機関に、優秀だからといって、大島は余り優秀じゃないんだけれども、優秀だからといって挙げた場合に、大島が落ちて山本さんという方がうまく通つた場合には、その理事長は大島を呼んだ、君はちよつと第三者機関でうまくいかなかったからと言つと、意外とのみ込めるところがあるわけですよ。

ですから、同じ組織の中で、同じ予算一定の中で研究者の給与の増減をするよりも、その予算を、十億から三十億とかそんなに高額じゃないと思うので、別に移しておいて、そこから日本全国の研究機関から挙げさせた方が、私としてはそういうのも必要かなと思うんですが、その点

についての御所見をいただければと思います。

○山本国務大臣 大島委員よく御存じのとおり、世界的に頭脳循環が進んでいまして、科学技術イノベーションの鍵となるすぐれた人材は今まさに国際的な獲得競争になっておりますので、国際競争力の高い人材の流出を防ぐというのは実は非常に大事なことだというふうに思っています。

特に、特定国立研究開発法人においては、昨年末の閣議決定で、国際競争力の高い人材の確保を図るとともに、職員的能力を最大限発揮させるため、今おっしゃったような、柔軟な給与設定の措置を講じることができるよう努める旨が決定されています。

これを踏まえて、検討中の法案でも、報酬、給与の支給基準の考慮事項として、国際的頭脳循環に対応するための観点を位置づけることを検討しております。

今委員のおっしゃった、いわば組織の外に調整金のような恐らく仕組みをつくって、例えば、場合によって優秀な研究者に上乘せるみたいな、これは一つのアイデアだと思うんですが、これは現実的にできるかどうかという問題もありまして、いろいろと恐らく議論が必要だと思うんです。

いずれにせよ、国際競争力の高い人材の確保を図っていくために、さまざまな工夫を凝らしていきたいと思いますが、どういう形でできるのかというのはいちよとわかりませんが、今言ったようなお知恵も含めて、いろいろな工夫をこれから考えていかなければいけないというふうに考えています。

○大島(敦)委員 時間となりましたので、最後に、稲田大臣、山本大臣にもお願いしたいのは、研究者の、要は、執行部の皆さんとお話すると、今、山本大臣が御指摘になった、結構流動性を持っている人たちです。そこに対して、二つの研究機関だけではなくて、国立研究開発法人も含めて、その研究者に対して個人的に何かダイレクトに、予算一定の中でほかを削ってこちら

というより、組織の中で完結する以外の仕組みを一つ持っておくだけでも相当柔軟だと思うので、その点について御検討していただければと思います。私の質問を終わります。

○柴山委員長 午後四時三十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後四時六分休憩

午後四時三十分開議

○柴山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。村上史好君。

○村上(史)委員 生活の党の村上史好でございます。

きょうはちよと変則的な時間割になりましたが、それぞれお疲れのことだと思えますけれども、最後までよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、国家公安委員長にお尋ねをさせていただきます。

聞いていただきたいと思います。警視庁が創設されてから百四十年という節目の年でもあるように感じます。きょうはそのことをお聞きするわけではありませぬけれども、この警察の歴史の中で、戦前そして戦後、幾多の問題があつたわけでございますけれども、今、国民の中では、警察に対する信頼というものは本当に高いものがあると思えます。東日本の大震災のときも、警察の皆さん、あるいは自衛隊の皆さんを含め、制服を着る職員に対する信頼というのは大変大きくなっている。それは皆さん御承知のとおりだと思います。

ただ、日本の警察がすばらしいということとあわせて、日本の国民自身もいわゆる治安に対する心構えというのは、やはり諸外国に比べて高い意識を持っているんだらうと思えます。

そういう中で、警察の力に頼るばかりではなくて、我々としてもそれを力バールしていく必要がある

と思うんですけれども、先進国の中で比較すると、日本の警察というのは、対人口比において、一人当たりの人口が諸外国に比べて大変多いと言われている。逆に言えば、警察の数が少ないということにもなると思えます。その結果、現場では、負担が大きくなっているという声も聞こえます。

そういうことも踏まえながら、国家公安委員会として、我が国の最低限の治安維持力はどうあるべきなのか、そのことをお尋ねしたいと思えます。

○古屋国務大臣 委員御指摘のように、日本の警察は、百四十年、警視庁始まって以来、治安維持、安心、安全のために地道に取り組んでまいりました。その結果、もちろん、今御指摘のように日本人の道徳心とか精神文化も相まって、やはり世界で一番安全な国ですね。女性が基本的に一人で夜、歩けますし、それから、自動販売機が道路沿いに置いてある国は、多分、海外を旅行されて、ほとんどそんなのは見たことがないと思いますね。滝川クリステルさんがオリンピックのプレゼンテーションのときに、ブエノスアイレスで、日本は、東京は、三十億円の現金が拾得物として戻ってきます、こう言ったら、場内がざわめいたそうでありまして、でも、事実ですよ、二十九億一千万、戻ってくるんですから、現実的に。

そういうことで、非常に日本の警察はそういう意味で信頼されていると思えますが、一方では、今御指摘のように、やはり世界と比べると、世界は、いわゆる一人当たりの人口負担は大体三百人前後です。少ないところで二百人。日本は、平成十二年度は一人当たり五百五十七人、それが二十五年度では四百九十九人まで、解消というのか、よくはなっていますけれども、まだそれでもグローバルスタンダードから見ると若干数が多いかなという気はします。一人当たりの警察官の人口比ですね。

ただ、その数だけではなくて、やはりクオリティを高めていくということも非常に必要です

ね。だから、警察官の個々の能力の向上とか、あとは合理的な配置、再配置をしつかりすることによって、その面のハンディをしつかり補っていくということもしていく必要があるというふうに思えます。一方で、やはり地方警察官の増員ということも今後は計画的にしていかなければいけない。

いずれにしても、そういう総力戦というのか、全体的な取り組みを通じて、さらなる日本の警察力の充実を図っていく必要がある、そういう認識であります。

○村上(史)委員 ありがとうございます。

まさに一人一人の警察官の能力を高めるといことももちろん必要でありますけれども、犯罪がグローバル化する、また多極化する、多様化するという中で、本当に今の人数で十分対応できるのかというのは、将来的にもまだ問題を抱えていると思っております。

そこで、日本の警察官は、基本的には、いい意味で職人かたぎだ、たたき上げの警察官、そしてその経験を生かして次の世代の若い警察官に伝えていくということで、日本の組織のあり方としては、今までは十分機能してきたと言われております。

ただ、昨今、新人類というんでしょうか、経験豊かな警察官が必ずしも若い世代の警察官とうまく意思疎通がしにくい、できない、あるいは、その経験をうまく継承させることができないという悩みを持っている現場の警察官もあるということをよく耳にいたします。

そういう面で、団塊の世代が定年退職をして、そして若い世代がふえて年齢が若返ったということとは、一面いいことではあるんですけども、警察官の教育という面で問題なしと思えないと思うんですが、その点に対する御見解を伺いたいと思えます。

○古屋国務大臣 昨今は、確かに、大量採用、大量退職というのが続いていますので、警察組織の若返りがかなり急激に進んでいます。そういった

状況を見ると、やはり、第一線の警察機能を最大限發揮するためには、若手の警察の職員をしつかり教育して、早期の戦力化を図っていくことは極めて大切ですね。

そこで、警察では、今、全国の警察職員の中から、極めて卓越した知識とか技能を有する職員、いわば、今職人気質と言いましたけれども、そういった方々だと思いますが、これを警察庁の指定広域技能指導官というふうに指定をして、都道府県警察の枠組みを超えて、例えば指紋の採取のやり方、似顔絵の作成、ひき逃げ事件の捜査などで知識とか技能の伝承を行っていますし、また、都道府県警察においても、専門的な知識とか技能を有する職員とか退職警察官が、警察学校や警察署等の職場において伝承教育を徹底している、こういうことを進めています。

確かに、委員のおっしゃるとおり、現場の、よく刑事警察では「デカ」と言いますよね、この人たちが本場に専門的な知識を持っているにもかかわらず、若者の警察官に正しく伝達されているかというと、実はそこには問題点もあろうかと思えます。

実は、来年度からということになりますが、管区の警察局がありますね、そこに、OBの方に一定の資格を付与して、そこで体系的なそういう伝承教育をしていくことにさせていた、だきまます。研修ですと、どうしても都道府県警察、たまた、日々の仕事で忙しくて、なかなか体系的なものが十分やり切れていないという実情がありますので、やはり管区警察局において、体系的な、かなり時間をかけて、そういう伝承教育、こういった取り組みもして、若い警察官の質の向上に努めてまいりたいと思います。

○村上(史)委員 ありがとうございます。

それでは、視点を全く変えますけれども、先般、オランダのハーグで核セキュリティサミットが行われました。その時期に合わせて、日本の核施設並びにさまざまな高レベルの核物質に対するテロ対策というものが不十分ではないかという

指摘がアメリカ側からされたと聞いております。それに呼応する形かどうかわかりませんが、これはたしか総理自身が表明されたんだと思いますが、高濃度の核物質を米国に引き渡すという報道がなされたようでございます。これは事実でしょうか。そして、事実ならば、どういう理由でそれを米国に引き渡すということになったのか、お尋ねしたいと思えます。

○廣瀬政府参考人 お答えいたします。

ただいま先生のお尋ねの件は、世界的な核物質の最小化への貢献に関する日米首脳による共同声明ということだと思います。

この共同声明でございますけれども、ハーグ核セキュリティサミットの開会に先立ちまして、日米の首脳による共同声明という形で発表したものでございます。

これは、日米両国の協力によりまして、核テロ対策の強化、それから研究開発の推進を両立することを目的としたものでございます。

ただ、米国から見て、今御指摘になったような、日本の警備に不安があったからとか、そういうことではなくて、今申し上げたように、テロ対策の強化と研究開発の推進を両立させるということとを目的として作成されて発表されたものでございます。

○村上(史)委員 ただ、その内容によつてこれから日本の進むべき道も変わってくると思うんですが、

といいますのは、これはブルトニウムを対象にしていると思うんですけれども、いわゆる核爆弾の材料となるわけです。日本としては、将来にわたつて核開発はしないんだという強い意思表示なのか、単なるテロ対策としての、物質を、日本ではそれを守り切れないからアメリカで保管してくださいという意味なのかによつて、日本のこれからの対応が変わってくると思うので、そのことをもう少しお聞きをしたかったんですけれども、時間が参りましたので、次の質問に移らせていただきます。十五分というのは大変短うござい

ます。

それでは、官房長官に最後にお尋ねをしたいと思います。

ちょうどこの核セキュリティサミットにおいて発信されたことなんですから、官房長官も御承知のとおり、安重根は、伊藤博文を暗殺したということと韓国では英雄視をされて、そしてその記念館が完成をしたということで、中韓の首脳がこれを高く評価して、日本に対する牽制をしてきたという意味合いにおいて、私も本来は穏健な方なんですけれども、これはちよつとひどいなと。

といいますのは、歴史というのは一面的であつてはならない。日本にとつては安重根は単なるテロリストですから、いわゆる取り締まりの対象になるわけで、一方的な歴史観の中で、どつちが正しいとかいうことを、外交的に、政治的に利用するということとは、今後のためにもあつてはならないと思ひます。

そういう面で、日本として明確にこれに対するメッセージというものを発信する必要があるのではないかと、そのことを官房長官にお尋ねしたいと思ひます。

○菅国務大臣 我が国政府として、この安重根、初代の首相である伊藤博文を暗殺した、日本にとつては犯罪者でありますから、この犯罪者に対して韓国と中国が連携をしてそうした記念館をつくる、こうした動きを展開することはこの地域の平和と協力の構築に資するものではない、そういうことで、私もこの建設段階から、外交ルートを通じて強く実はこのことを主張してきているところでありまして、私自身も会見の場でこうした我が国の立場というものをしっかりと表明し、韓国、中国にも日本の立場というのをしっかりと説明してきていたわけなんですけれども、残念ながら、あのよう

なことが行われたわけでありまして、安倍総理もこれは述べているんですけども、歴史に対して我々は謙虚でなきゃならない。そういう中で、歴史問題は政治、外交問題化されるべきでなくて、それは歴史の研究者、有識者、そうした専門家の人たちに委ねるべきである。そういう中で、私も、そこは謙虚に、また冷静に対応をしているところでありまして、ただ、主張すべき点はしっかりと主張していきたいと思ひます。

きでなくて、それは歴史の研究者、有識者、そうした専門家の人たちに委ねるべきである。そういう中で、私も、そこは謙虚に、また冷静に対応をしているところでありまして、ただ、主張すべき点はしっかりと主張していきたいと思ひます。

○柴山委員長 質疑時間が終了しております。

○村上(史)委員 はい。

ありがとうございます。終わります。

○柴山委員長 これにて本日の質疑は終了いたしました。

○柴山委員長 次に、内閣提出、健康・医療戦略推進法案及び独立行政法人日本医療研究開発機構法案の両案を一括して議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。菅内閣官房長官。

健康・医療戦略推進法案
独立行政法人日本医療研究開発機構法案
(本号末尾に掲載)

○菅国務大臣 ただいま議題となりました健康・医療戦略推進法案について、その趣旨を御説明いたします。

国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会、すなわち健康長寿社会を形成するためには、先端的な科学技術や革新的な医薬品等を用いた世界最高水準の医療の提供に資する医療分野の研究開発とその環境の整備や成果の普及及び健康長寿社会の形成に資する新たな産業活動の創出等を総合的かつ計画的に推進し、これを通じて我が国経済の成長を図ることが重要となつてきております。

この法律案は、このような観点から、健康・医療戦略推進本部を内閣に設置するとともに、政府が健康・医療戦略を作成し、これを推進する等の所要の措置を講ずることを目的とするものであり

ます。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、世界最高水準の医療の提供に資する医療分野の研究開発とその環境の整備や成果の普及のほか、健康長寿社会の形成に資する新たな産業活動の創出等について、基本理念及び国等の責務を定めております。

第二に、基本的施策として、研究開発の推進及び環境の整備、研究開発の公正かつ適正な実施の確保、研究開発成果の実用化のための審査体制の整備、新産業の創出及び海外展開の促進、教育の振興、人材の確保等を規定しております。

第三に、政府は、基本理念にのっとり、基本的施策を踏まえ、健康・医療戦略を定めるものとしたしております。

第四に、健康・医療戦略の推進体制として、内閣に健康・医療戦略推進本部を設置することとし、内閣総理大臣を本部長とするなど組織、所掌事務等を規定しております。

第五に、健康・医療戦略推進本部は、政府が講ずべき医療分野の研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及に関する施策の集約的かつ計画的な推進を図るため、健康・医療戦略に即して、医療分野研究開発推進計画を作成するものとし、同計画は、独立行政法人日本医療研究開発機構が中核的な役割を担うよう作成するものとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

また、ただいま議題となりました独立行政法人日本医療研究開発機構法案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、医療分野の研究開発における基礎から実用化までの一貫した研究開発を推進するため、健康・医療戦略推進本部が作成する医療分野研究開発推進計画に基づき、研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成等の業務を行う独立行政法人日本医療研究開発機構を新たに設立するためのものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、本独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めております。

第二に、本独立行政法人の役員として、理事長、理事及び監事を置くこととしております。

第三に、本独立行政法人の主務大臣等について定めるほか、理事長及び監事の任命、中期目標の策定等に当たって、健康・医療戦略推進本部の意見を聞くこととしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

○柴山委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

○柴山委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

両案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○柴山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る四月二日水曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十分散会

健康・医療戦略推進法案
健康・医療戦略推進法案
目次
第一章 総則(第一条―第九条)

第二章 基本的施策(第十条―第十六条)

第三章 健康・医療戦略(第十七条)

第四章 医療分野の研究開発の推進(第十八条―第十九条)

第五章 健康・医療戦略推進本部(第二十条―第二十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会(以下「健康長寿社会」という。)を形成するために、先端的な科学技術を用いた医療、革新的な医薬品等(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第一項に規定する医薬品、同条第四項に規定する医療機器又は同条第九項に規定する再生医療等製品をいう。第十三条第一項において同じ。)を用いた医療その他の世界最高水準の技術を用いた医療(以下「世界最高水準の医療」という。)の提供に資する医療分野の研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに健康長寿社会の形成に資する新たな産業活動の創出及び活性化並びにそれらの環境の整備(以下「健康・医療に関する先端的な研究開発及び新産業創出」という。)を図るとともに、それを通じて我が国経済の成長を図ることが重要となつてゐることに鑑み、健康・医療に関する先端的な研究開発及び新産業創出に関し、基本理念、国等の責務、その推進を図るための基本的施策その他基本となる事項について定めるとともに、政府が講ずべき健康・医療に関する先端的な研究開発及び新産業創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「健康・医療戦略」という。)の作成及び健康・医療戦略推進本部の設置その他の健康・医療戦略の推進に必要なこととなる事項について定めることにより、健康・医療戦略を推進し、もって健康長寿社会の形成に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 健康・医療に関する先端的な研究開発及び新産業創出は、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化により、世界最高水準の医療の提供に資するとともに、健康長寿社会の形成に資する新たな産業活動の創出及びその海外における展開の促進その他の活性化により、海外における医療の質の向上にも寄与しつつ、我が国経済の成長に資するものとなることを旨として、行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、健康・医療に関する先端的な研究開発及び新産業創出に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、健康・医療に関する先端的な研究開発及び新産業創出に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(研究機関の責務)

第五条 大学、研究開発法人(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率性の推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第二条第八項に規定する研究開発法人をいう。)その他の研究機関(以下単に「研究機関」という。)は、基本理念にのっとり、医療分野の研究開発及びその成果の普及並びに人材の育成に積極的に努めなければならない。

2

研究機関は、医療分野の研究開発を行うに当たっては、先端的、学際的又は総合的な研究に努めなければならない。

(医療機関の責務)

第六条 医療機関は、基本理念にのっとり、第三条の規定に基づき国が実施する施策及び第四条の規定に基づき地方公共団体が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(健康・医療に関する先端的な研究開発及び新産業創出を行う事業者の責務)

第七条 健康・医療に関する先端的な研究開発及び新産業創出を行う事業者(次条、第十二条及び第十六条において単に「事業者」という。)は、基本理念にのっとり、自ら研究開発に努めるとともに、第三条の規定に基づき国が実施する施策及び第四条の規定に基づき地方公共団体が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(連携の強化)

第八条 国は、国、地方公共団体、研究機関、医療機関及び事業者が相互に連携を図りながら協力することにより、健康・医療に関する先端的な研究開発及び新産業創出の効果的な実施を図られることに鑑み、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(法制上の措置等)

第九条 国は、健康・医療に関する先端的な研究開発及び新産業創出に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第二章 基本的施策

(研究開発の推進)

第十条 国は、世界最高水準の医療の提供に必要な医療分野の研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化を図るため、医療分野の研究開発に関し、基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進、研究機関における研究開発の成果の移転のための体制の整備、研究開発の成果に係る情報の提供その他の施策を講ずるものとする。

(研究開発の環境の整備)

第十一条 国は、世界最高水準の医療の提供に必要な医療分野の研究開発が円滑かつ効果的に行

われるよう、研究機関における医療分野の研究開発及び臨床研究において中核的な役割を担う医療機関における臨床研究の環境の整備その他の施策を講ずるものとする。

(研究開発の公正かつ適正な実施の確保)

第十二条 国は、研究機関、医療機関又は事業者が、医療分野の研究開発を行うに当たっては、法令及び研究開発に関する行政指導指針(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第八号の行政指導指針をいう。)を遵守し、生命倫理への配慮及び個人情報情報の適切な管理を行うよう、医療分野の研究開発の公正かつ適正な実施の確保に必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発成果の実用化のための審査体制の整備等)

第十三条 国は、医療分野の研究開発の成果である新たな医薬品等の実用化が迅速かつ安全に図られるよう、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条、第二十三条の二の五又は第二十三条の二十五の規定による医薬品等の承認のための審査その他の医薬品等の実用化のために必要な手続の迅速かつ的確な実施を可能とする審査体制の整備その他の施策を講ずるものとする。

2 国は、医療分野の研究開発の成果の実用化に際し、その品質、有効性及び安全性を科学的知見に基づき適正かつ迅速に予測、評価及び判断することに関する科学の振興に必要な体制の整備、人材の確保、養成及び資質の向上その他の施策を講ずるものとする。

(新産業の創出及び海外展開の促進)

第十四条 国は、健康長寿社会の形成に資する新たな産業活動の活性化を図るため、医療分野の研究開発の成果の企業化の促進その他の新たな産業活動の創出及びその海外における展開の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(教育の振興等)

第十五条 国は、国民が広く健康・医療に関する先端的な研究開発及び新産業創出に対する関心と

理解を深めるよう、健康・医療に関する先端的な研究開発及び新産業創出に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国は、地方公共団体、研究機関、医療機関及び事業者と緊密な連携協力を図りながら、健康・医療に関する先端的な研究開発及び新産業創出に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

第三章 健康・医療戦略

第十七条 政府は、基本理念にのっとり、前章に定める基本的施策を踏まえ、健康・医療戦略を定めるものとする。

2 健康・医療戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 政府が総合的かつ長期的に講ずべき健康・医療に関する先端的な研究開発及び新産業創出に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、政府が講ずべき健康・医療に関する先端的な研究開発及び新産業創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、健康・医療戦略推進本部の作成した健康・医療戦略の案について閣議の決定を求めるものとする。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、健康・医療戦略を公表するものとする。

5 前二項の規定は、健康・医療戦略の変更について準用する。

第四章 医療分野の研究開発の推進

(医療分野の研究開発推進計画)

第十八条 健康・医療戦略推進本部は、政府が講ずべき医療分野の研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及に関する施策(以下「医療分野研究開発等施策」という。)の集中的かつ計画的な推進を図るため、健康・医療戦略に即して、

医療分野研究開発等施策の推進に関する計画(以下この条、次条及び第二十一条第二号において「医療分野研究開発推進計画」という。)を作成するものとする。

2 医療分野研究開発推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 医療分野研究開発等施策についての基本的な方針

二 集中的かつ計画的に講ずべき医療分野研究開発等施策

三 前二号に掲げるもののほか、医療分野研究開発等施策を集中的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 前項第二号の医療分野研究開発等施策については、当該医療分野研究開発等施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

4 健康・医療戦略推進本部は、第一項の規定により医療分野研究開発推進計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 健康・医療戦略推進本部は、医療分野の研究開発を取り巻く状況の変化を勘案し、及び医療分野研究開発等施策の効果に関する評価を踏まえ、医療分野研究開発推進計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

6 第四項の規定は、医療分野研究開発推進計画の変更について準用する。

(独立行政法人日本医療研究開発機構の中核的な役割)

第十九条 医療分野研究開発推進計画は、独立行政法人日本医療研究開発機構が、研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備並びに研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成において中核的な役割を担うよう作成するものとする。

第五章 健康・医療戦略推進本部

(設置)

第二十条 健康・医療戦略の推進を図るため、内閣に、健康・医療戦略推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十一条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 健康・医療戦略の案の作成及び実施の推進に関すること。

二 医療分野研究開発推進計画の作成及び実施の推進に関すること。

三 医療分野の研究開発及びその環境の整備に関する予算、人材その他の資源の配分の方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。

四 独立行政法人日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律第 号)第八条又は第二十条の規定により意見を述べること。

五 前各号に掲げるもののほか、健康・医療に関する先端的な研究開発及び新産業創出に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務(組織)

第二十二條 本部は、健康・医療戦略推進本部長、健康・医療戦略推進副本部長及び健康・医療戦略推進本部員をもって組織する。

(健康・医療戦略推進本部長)
第二十三條 本部の長は、健康・医療戦略推進本部長(次項、次条第二項及び第二十五条第二項において「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(健康・医療戦略推進副本部長)
第二十四條 本部に、健康・医療戦略推進副本部長(次項及び次条第二項において「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官及び健康・医療戦略担当大臣(内閣総理大臣の命を受けて、健康・医療戦略に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする國務大臣をいう。)をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(健康・医療戦略推進本部員)
第二十五条 本部に、健康・医療戦略推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての國務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第二十六條 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)
第二十七條 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)
第二十八條 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)
第二十九條 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附則
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章から第五章までの規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)
第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(薬事法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間の読替え)
第三条 この法律の公布の日が薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号)の施行の前日である場合には、同日の前日までの間における第一条及び第十三条第一項の規定の適用については、第一条中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」とあるのは「薬事法」と、「同条第四項」とあるのは「又は同条第四項」と、「又は同条第九項に規定する再生医療等製品をいう」とあるのは「をいう」と、第十三条第一項中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条、第二十三条の二の五又は第二十三条の二十五」とあるのは「薬事法第十四条」とする。

(独立行政法人日本医療研究開発機構が成立するまでの間の読替え)
第四条 独立行政法人日本医療研究開発機構が成立するまでの間における第二十一条第四号の規定の適用については、同号中「第八条又は」とあるのは、「附則第四条において準用する同法第八十条又は」とする。

理由
国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会の形成に資するため、先端的な科学技術を用いた医療、革新的な医薬品等を用いた医療その他の世界最高水準の技術を用いた医療の提供に資する医療分野の研究開発並びにその環境の整備

及び成果の普及並びに当該社会の形成に資する新たな産業活動の創出及び活性化並びにそれらの環境の整備に関し、基本理念、国等の責務、その推進を図るための基本的施策、健康・医療戦略の作成、健康・医療戦略推進本部の設置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人日本医療研究開発機構法案
独立行政法人日本医療研究開発機構法

目次
第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 役員及び職員(第七条―第十五条)

第三章 業務等(第十六条―第十七条)

第四章 雑則(第十八条―第二十一条)

第五章 罰則(第二十二条―第二十四条)

附則
第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、独立行政法人日本医療研究開発機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。
(名称)
第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人日本医療研究開発機構とする。
(機構の目的)
第三条 独立行政法人日本医療研究開発機構(以下「機構」という。)は、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化並びに医療分野の研究開発が円滑かつ効果的に行われるための環境の整備を総合的かつ効果的に行うため、医療分野研究開発推進計画(健康・医療戦略推進法(平成二十六年法律第 号)第十八条第一項に規定する医療分野研究開発推進計画をいう。)に基づき、

大学、研究開発法人（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第八項に規定する研究開発法人をいう。）その他の研究機関（以下この条において単に「研究機関」という。）の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成等の業務を行うことを目的とする。

（事務所）

第四条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第五条 機構の資本金は、附則第二条第二項及び第三条第二項の規定により政府から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

（名称の使用制限）

第六条 機構でない者は、日本医療研究開発機構という名称を用いてはならない。

第二章 役員及び職員

（役員）

第七条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、理事一人を置くことができる。

（役員の任命に関する健康・医療戦略推進本部の関与）

第八条 主務大臣は、通則法第二十条第一項の規定により理事長を任命しようとするとき及び同条第二項の規定により監事を任命しようとするときは、あらかじめ、健康・医療戦略推進本部の意見を聴かなければならない。
（理事の職務及び権限等）

第九条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員の任期）

第十条 理事長の任期は、任命の日から、その日を含む機構に係る通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（次項及び第十七条第一項において「中期目標の期間」という。）の末日までとする。

2 通則法第二十九条第一項後段の規定により同項に規定する中期目標が変更された場合において、中期目標の期間が変更されたときは、理事長の任期は、変更後の中期目標の期間の末日までとする。

3 理事の任期は、理事長が定める期間（その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。

4 第二項の規定により理事長の任期が変更された場合において、理事の任期の末日が理事長の任期の末日後となるときは、理事の任期は、変更後の理事長の任期の末日までとする。

5 監事の任期は、二年とする。

（役員の欠格条項の特例）

第十一条 通則法第二十二條の規定にかかわらず、教育公務員又は研究公務員で政令で定めるもの（次条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、非常勤の理事又は監事となることができる。

第十二条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な

利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

第十三条 機構の理事長の解任に関する通則法第二十三條第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第 号）第十二條」とする。

2 機構の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三條第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに独立行政法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第 号）第十一條及び第十二條」とする。

（秘密保持義務）
第十四条 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
（役員及び職員の地位）
第十五条 機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

（業務の範囲）

第十六条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 医療分野の研究開発及びその環境の整備を行うこと。

二 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。

三 医療分野の研究開発及びその環境の整備に對する助成を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
（積立金の処分）

第十七条 機構は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

（主務大臣等）

第十八条 機構に係るこの法律（第八条（附則第四条において準用する場合を含む。）を除く。）及び通則法（第十四条及び第二十條並びにこの法律第十三條第一項又は第二項の規定により読み替えて適用する第二十三條第一項を除く。）における主務大臣は、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣とする。

2 機構に係る第八条（附則第四条において準用する場合を含む。）並びに通則法第十四条及び第二十條並びにこの法律第十三條第一項又は第二項の規定により読み替えて適用する通則法第二十三條第一項における主務大臣は、内閣総理大臣とする。

3 機構に係る通則法における主務省は、内閣府

とする。

4 機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(独立行政法人評価委員会の意見の聴取)

第十九条 前条第一項の場合における通則法第二十八條第三項、第二十九條第三項、第三十條第三項、第三十五條第二項、第三十八條第三項、第四十四條第四項、第四十五條第四項、第四十六條の二第五項及び第四十八條第二項並びに第六十二條において準用する通則法第五十三條の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会並びに文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の独立行政法人評価委員会」とする。

2. 内閣府の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一 通則法第三十二條第一項又は第三十四條第一項の規定による評価を行うとき

二 通則法第三十二條第三項後段(通則法第三十四條第三項において準用する場合を含む)の規定による勧告をしようとするとき

(中期目標等に関する健康・医療戦略推進本部の関与)

第二十條 主務大臣は、通則法第二十九條第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、健康・医療戦略推進本部の意見を聴かなければならない。

2 主務大臣は、通則法第三十五條第一項の規定による検討を行うに当たっては、あらかじめ、健康・医療戦略推進本部の意見を聴かなければならない。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十一條 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第十七号)の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

第五章 罰則

第二十二條 第十四條の規定に違反した者は、一

年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十三條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十六條に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第十七條第一項の規定により主務大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

第二十四條 第六條の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第八條の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

(施行期日)

(国の権利義務の承継等)

第二条 機構の成立の際、第十六條各号に掲げる業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時に就いて機構が承継する。

2 前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る機械設備その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(独立行政法人医薬基盤研究所の権利義務の承継等)

第三条 機構の成立の際、附則第八條の規定による改正前の独立行政法人医薬基盤研究所法(平成十六年法律第三十五号)第十五條第一号ロ及び第三号に掲げる業務に関し、現に独立行政法人医薬基盤研究所(次項及び第四項において

「基盤研」という。)が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時に就いて機構が承継する。

2 前項の規定により機構が基盤研の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される資産の価額から負債の金額を差し引いた額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の資産の価額について準用する。

4 基盤研は、第一項の規定により機構が基盤研の権利及び義務を承継したときは、第二項の規定により機構に対し出資されたものとされた額に対応する額として厚生労働大臣が定める金額によりその資本金を減少するものとする。

(役員となるべき者の指名の際の健康・医療戦略推進本部の関与)

第四条 第八條の規定は、通則法第十四條第一項の規定による機構の理事長となるべき者及び監事となるべき者の指名について準用する。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に日本医療研究開発機構という名称を使用している者については、第六條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第六条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(独立行政法人医薬基盤研究所法の一部改正)

第八条 独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を次のように改正する。

第十五條第一号ロを削り、同号ハ中「二」を「八」に改め、「(ロに掲げるものを除く。)」を削

り、同号ハを同号ロとし、同号二からトまでを同号ハからへまでとする。

第十八條第一号中「ロ並びに」を削り、同条第二号中「第十五條第一号ハからトまで」を「第十五條第一号ロからへまで」に改める。

附則第十二條第六項中「第十五條第一号ハからトまで」を「第十五條第一号ロからへまで」に改める。

(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正)

第九条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第一第一号を次のように改める。

一 独立行政法人日本医療研究開発機構

理由

研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成等を行うため、独立行政法人日本医療研究開発機構を設立し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十六年四月十五日印刷

平成二十六年四月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K